

昭和二十五年法律第三百三十二号

放送法

目次

第二章 放送番組の編集等に関する通則 (第三条)	第三章 日本放送協会
第一節 通則 (第一条・第二条)	第二節 放送番組の編集等に関する通則 (第三条)
第二節 経営委員会 (第二十八条—第四十一条)	第三節 通則 (第二十条—第二十七条)
第三節 第四節	第五節
監査委員会 (第四十二条—第四十八条)	役員及び職員 (第四十九条—第六十条)
第六節 受信料等 (第六十四条—第六十七)	第七節 財務及び会計 (第六十八条—第八十)
第八節 放送番組の編集等に関する特例 (第八十一条—第八十四条)	第九節 雜則 (第八十四条の二—第八十七条)
第五章 放送大学学園 (第八十八条—第九十条)	第四章 基幹放送
第一節 通則 (第九十一条—第九十二条)	第二節 認定等 (第九十三条—第一百五十五条の二)
第二款 業務 (第一百六条—第一百六十六条の二)	第三款 特定放送番組同一化実施方針の認定 (第一百六条の三—第一百六十六条の六)
第三節 基幹放送局提供事業者 (第一百七十七条)	第六章 一般放送
第一節 登録等 (第一百二十六条—第一百三十五条)	第七章 有料放送 (第一百三十六条—第一百四十七条)
第二節 業務 (第一百三十六条—第一百四十六)	第八章 認定放送持株会社 (第一百五十八条—第一百六十六条)

第九章 放送番組セントラル (第一百六十七条—第一百七十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

一 放送が国民に最大限に普及され、その効用をもたらすことを保障すること。

二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。

三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようすること。

(定義)

この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）の送信（他人の電気通信設備（同条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を用いて行われるものと含む。）をいう。

二 「基幹放送」とは、電波法（昭和二十五年法律第三十一号）の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。

三 「一般放送」とは、基幹放送以外の放送をいう。

四 「国内放送」とは、国内において受信されることを目的とする放送をいう。

五 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送及び協会国際衛星放送以外のものをいう。

六 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

七 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

八 「中継国際放送」とは、外国放送事業者（外国において放送事業を行う者をいう。以下同じ。）により外国において受信されることを目的として国内の放送局を用いて行われる放送をいう。

九 「協会国際衛星放送」とは、日本放送協会（以下「協会」という。）により外国において受信されることを目的として基幹放送局（基幹放送をする無線局をいう。以下同じ。）又は外国の放送局を用いて行われる放送（人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。）をいう。

十 「邦人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十一 「外国人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十二 「内外放送」とは、国内及び外国において受信されることを目的とする放送をいう。

十三 「衛星基幹放送」とは、人工衛星の放送局を用いて行われる基幹放送をいう。

十四 「移動受信用地上基幹放送」とは、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする基幹放送である。

十五 「地上基幹放送」とは、基幹放送であつて、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送以外のものをいう。

十六 「中波放送」とは、五百二十六・五キロヘルツから千六百六・五キロヘルツまでの周波数を使用して音声その他の音響を送る放送をいう。

十七 「超短波放送」とは、三十メガヘルツを超える周波数を使用して音声その他の音響を送る放送（文字、図形その他の映像又は信号を併せ送るものと含む。）であつて、テレビジョン放送に該当せず、かつ、他の放送の電波に重複して行う放送でないものをいう。

十八 「テレビジョン放送」とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的映像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（文字、図形その他の映像（音声その他の音響を伴うものを含む。）又は信号を併せ送るものと含む。）をいう。

十九 「多重放送」とは、超短波放送又はテレビジョン放送の電波に重複して、音声その他

の音響、文字、図形その他の映像又は信号を送る放送であつて、超短波放送又はテレビジョン放送に該当しないものをいう。

二十 「放送局」とは、放送をする無線局をいう。

二十一 「認定基幹放送事業者」とは、第九十条第一項の認定を受けた者をいう。

二十二 「特定地上基幹放送事業者」とは、電波法の規定により自己の地上基幹放送の業務に用いる放送局（以下「特定地上基幹放送局」という。）の免許を受けた者をいう。

二十三 「基幹放送事業者」とは、認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者をいう。

二十四 「基幹放送局提供事業者」とは、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた者であつて、当該基幹放送局の無線設備及びその他の電気通信設備のうち総務省令で定めるものの総体（以下「基幹放送局設備」という。）を基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供するものをいう。

二十五 「一般放送事業者」とは、第一百二十六条第一項の登録を受けた者及び第一百三十三条第一項の規定による届出をした者をいう。

二十六 「放送事業者」とは、基幹放送事業者及び一般放送事業者をいう。

二十七 「認定放送持株会社」とは、第一百五十九条第一項の認定を受けた会社又は同項の認定を受けて設立された会社をいう。

二十八 「放送番組」とは、放送をする事項の種類、内容、分量及び配列をいう。

二十九 「教育番組」とは、学校教育又は社会教育のための放送の放送番組をいう。

三十 「教養番組」とは、教育番組以外の放送番組であつて、国民の一般的教養の向上を直接の目的とするものをいう。

三十一 「特定役員」とは、法人又は団体の役員のうち、当該法人又は団体の業務の執行に対し相当程度の影響力を有する者として総務省令で定めるものをいう。

三十二 「支配関係」とは、次のいずれかに該当する関係をいう。

イーの者及び当該イーの者の子会社（第一百五十八条第一項に規定する子会社をいう。）

その他当該イーの者と総務省令で定める特別の関係にある者が有する法人又は団体の議決権の数の当該法人又は団体の議決権の總

数に占める割合が十分の一以上三分の一以下の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の者と当該法人又は団体の関係

ロ 一の法人又は団体の特定役員で他の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる者の数の当該他の法人又は団体の特定役員の総数に占める割合が五分の一以上三分の一の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係ハ イ及びロに掲げるもののほか、一の者が株式の所有、役員の兼任その他の事由を通じて法人又は団体の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして総務省令で定める場合における当該一の者と当該法人又は団体の関係

第二章 放送番組の編集等に関する通則

(放送番組編集の自由)

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

(国内放送等の放送番組の編集等)

第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送(以下「国内放送等」という。)の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

一 公安及び善良な風俗を害しないこと。

二 政治的に公平であること。

三 報道は事実をまげないですること。

四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

2 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送等の放送番組の編集に当たっては、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見るができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

(番組基準)

第五条 放送事業者は、放送番組の種別(教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組等の区分をいう。以下同じ。)及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準(以下「番組基準」という。)を定め、これに従つて放送番組の編集をしなければならない。

第六回 改定のうめうか番らうにながりなり二二三 一公定を関するレ七二組務者有るるづ

(ふ送番組審議機関)
放送事業者は、放送番組の適正を図るため、
放送番組審議機関（以下「審議機関」とい
う）を置くものとする。
審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送
番組の適正を図るために必要な事項を審議するほ
と、これに関し、放送事業者に対する意見を述
べることができる。
放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集基
準に関する基本計画を定め、又はこれを変更しよ
うとするときは、審議機関に諮問しなければな
らない。
放送事業者は、総務省令で定めるところによ
り、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告し
なければならない。
前項の規定により講じた措置の内容
第九条第一項の規定による訂正又は取消し
の放送の実施状況
放送番組に関して申出のあつた苦情その他
の意見の概要
放送事業者は、審議機関からの答申又は意見
放送番組に反映させるようにするため審議機
関の機能の活用に努めるとともに、総務省令で定
めるところにより、次の各号に掲げる事項を
表しなければならない。
審議機関が放送事業者の諮問に応じてした
答申又は放送事業者に対して述べた意見の内
容その他審議機関の議事の概要
第四項の規定により講じた措置の内容
放送事業者の審議機関は、委員七人（テ
ビジョン放送による基幹放送を行う放送事業
以外の放送事業者の審議機関については、總
省令で定める七人未満の員数）以上をもつて
組織する。
放送事業者の審議機関の委員は、学識経験を
有する者のうちから、当該放送事業者が委嘱す
二以上の放送事業者は、次に掲げる要件のい
れをも満たす場合には、共同して審議機関を
らない。これを変更した場合も、同様とす

第二章 中国古典文学名著与现代传播

の規定による審議機関の委員の委嘱は、これら
の放送事業者が共同して行う。

一　当該放送事業者のうちに同一の認定放送持
株会社の関係会社（第百五十八条第二項に規
定する関係会社をいう。）である基幹放送事
業者（その基幹放送に係る放送対象地域（第
九十一条第二項第二号の放送対象地域をい
う。第十四条において同じ。）が全国である
者を除く。）が二以上含まれていないこと。

二　当該放送事業者のうちに基幹放送事業者
がある場合において、いずれの基幹放送事業者
についても当該基幹放送事業者以外の全ての
放送事業者との間ににおいて次に掲げる要件の
いずれかを満たす放送区域（電波法第十四条
第三項第二号の規定により基幹放送の業務に
用いられる基幹放送局の免許状に記載された
放送区域をいう。以下この項において同じ。）
又は業務区域（第二百二十六条第二項第四号の
業務区域をいう。以下この項において同じ。）
の重複があること。

イ　放送区域又は業務区域が重複する区域の
面積が当該いずれかの放送事業者の放送区
域又は業務区域の面積の三分の二以上に當
たること。

ロ　放送区域又は業務区域が重複する部分の
放送区域の区域内の人口が当該いずれかの
放送事業者の放送区域又は業務区域内の全
人口の三分の二以上に當たること。

二　当該放送事業者のうちに二以上の一般放送
事業者がある場合において、当該一般放送事
業者のうちのいずれの二の一般放送事業者の
間においても次に掲げる要件のいずれかを満
たす関係があること。

イ　業務区域が重複し、かつ、業務区域が重
複する区域の面積が当該いずれかの一般放
送事業者の業務区域内の全人口の三分の
二以上に當たること。

ハ　当該二の一般放送事業者の業務区域の属
する都道府県が同一であること。

(番組基準等の規定の適用除外)

八条　前三条の規定は、経済市況、自然事象及
びスポーツに関する時事に関する事項その他總
則

九条 放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によつて、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあつた日から三箇月以内に請求があつたときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真美でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。

放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。

前二項の規定は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

(放送番組の保存)

十条 放送事業者は、当該放送番組の放送後三箇月間(前条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の請求があつた放送について、その請求に係る事案が三箇月を超えて継続する場合は、六箇月を超えない範囲内において当該事案が継続する期間)は、政令で定めるところによつて、放送番組の内容を放送後において審議機関が放送の識別そのための措置)

十二条 放送事業者は、対価を得て広告放送を得なければ、その放送を受信し、その再放送を行ふ場合には、その放送を受信する者がその放送は同条の規定による訂正若しくは取消しの放送の関係者が視聴その他の方法により確認することができるよう放送番組を保存しなければならない。

候補者放送)

(再放送)

いとにかかわらず、同等の条件で放送をしなければならない。

(内外放送の放送番組の編集)

第十四条 放送事業者は、内外放送の放送番組の編集に当たつては、国際親善及び外国との交流の放送対象地域又は業務区域（第百二十六条第二項第四号又は第百三十三条第一項第四号の業務区域をいう。）である外国の地域の自然的経済的、社会的文化的諸事情をできる限り考慮しなければならない。

第三章 日本放送協会

第一節 通則

(目的)

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

(法人格)

第十六条 協会は、前条の目的を達成するためにこの法律の規定に基づき設立される法人とする。

(事務所)

第十七条 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 協会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(定款)

第十八条 協会は、定款をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資産及び会計に関する事項

五 経営委員会、監査委員会、理事会及び役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 放送債券の発行に関する事項

2 定款は、総務大臣の認可を受けて変更することができる。

(登記)

第十九条 協会は、主たる事務所の変更、従たる事務所の新設その他政令で定める事項について

て、政令で定める手続により登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対する抗することができない。

第二節 業務

(業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局又は次条第三項に規定する基幹放送局提供子会社の中継地上基幹放送局において他の放送局から放送をされる放送番組を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする地上基幹放送の業務に主として用いられる基幹放送局をいう。以下同じ。）を用いて行われるものに限る。）を行なうこと。

イ 中波放送

ロ 超短波放送

ハ テレビジョン放送

二 テレビジョン放送による国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。）を行うこと。

三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

六 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。

七 多重放送を行おうとする者に放送設備を賃貸すること。

八 委託により、放送及びその受信の進歩発達に寄与する調査研究、放送設備の設計その他技術援助並びに放送に従事する者の養成を行なうこと。

九 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達特に必要な業務を行うこと。

十 委託により、放送番組等を制作する業務その他他の協会が前二項の業務を行うために保有する設備又は技術を活用して行う業務であつて、協会が行なうことが適切であると認められるものを行うこと。

十一 第二項第一号の協定は、中継国際放送に係る放送区域、放送時間その他総務省令で定める放送設備に関する事項を内容とするものとし、協会は、当該協定を締結し、又は変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

十二 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行なうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

十三 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法

十四 第二項第二号又は第三号の業務の実施に要する費用に関する事項

十五 第二項第二号の業務にあつては、当該業務に關する料金その他の提供条件に関する事項

十六 第二項第二号で定める事項

十七 総務大臣は、前項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるとときは、同項の認可をするものとする。

一 第十五条の目的の達成に資するものであること。

二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するものを除く。）。

三 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。次項において同じ。）が

四 第九十二条の責務にのつり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をしなければならない。

三 協会は、他の特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者から、前項の協力の具体的な内容に関する協議の求めがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該協議に応じなければならない。

四 協会は、第一項第一号又は第二号の業務を行ううに当たつては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の放送事業者が第四条の規定による協力をするよう努めなければならない。

五 放送事業者に提供すること。（協会のテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の放送番組及びその編集上必要な資料を外国に提供すること。）

六 前項の業務に附帯する業務を行うこと（前各号に掲げるものを除く。）。

七 幹放送と同時に提供することを除く。）。

八 放送番組及びその編集上必要な資料を外国に提供すること。（協会のテレビジョン放送による

当該受信料及び当該割増金の徵収に関する事項
イ 不正な手段により受信料の支払を免れた場合
ロ 正當な理由がなくて第二号に規定する期限までに受信契約の申込みをしなかつた場合
五 その他総務省令で定める事項

4 前項第四号に規定する受信料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とし、同項第四号に規定する割増金の額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に総務省令で定める倍数を乗じて得た額を超えない額とする。

一 前項第四号イに掲げる場合に該当する場合
合 支払を免れた受信料の額

二 前項第四号ロに掲げる場合に該当する場合 同項第二号に規定する期限が到来する日に受信契約を締結したとしたならば現に受信契約を締結した日の前日までに支払うべきこととなる受信料の額に相当する額

三 協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないと同時にその再放送をする放送は、これを協会の放送とみなして前各項の規定を適用する。

(国際放送の実施の要請等)

5 第六十五条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、國の重要な政策に係る事項、國の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国的重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

2 総務大臣は、前項の要請には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

4 協会は、第一項の国際放送を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供することができる。

5 第二十条第十一項の規定は、前項の協定について準用する。この場合において、同条第十一項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

(放送に関する研究)

第六十六条 総務大臣は、放送及びその受信の進歩発達を図るために必要と認めるときは、協会に対する、事項を定めてその研究を命ずることができる。

2 前項の規定によって行われた研究の成果は、放送事業の発達その他公共の利益になるように利用されなければならない。

3 前項第四号に規定する受信料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とし、同項第四号に規定する割増金の額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に総務省令で定める倍数を乗じて得た額を超えない額とする。

一 前項第四号イに掲げる場合に該当する場合
合 支払を免れた受信料の額

二 前項第四号ロに掲げる場合に該当する場合 同項第二号に規定する期限が到来する日に受信契約を締結したとしたならば現に受信契約を締結した日の前日までに支払うべきこととなる受信料の額に相当する額

三 協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないと同時にその再放送をする放送は、これを協会の放送とみなして前各項の規定を適用する。

(国際放送の実施の要請等)

5 第六十五条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、國の重要な政策に係る事項、國の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他他の国的重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

2 総務大臣は、前項の要請には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

4 第七十七条 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第一項の命令を受けた協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

2 第六十五条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

(事業年度)

第六十八条 協会の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終わる。

(企業会計原則)

第六十九条 協会の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(収支予算、事業計画及び資金計画)

第七十条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、これに当該事業年度に係る中期経営計画を添え、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を付すとともに同項の中期経営計画を添え、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の収支予算、事業計画及び資金計画に同項の規定によりこれを変更すべき旨の意見が付してあるときは、国会の委員会は、協会の意見を徴するものとする。

4 第六十四条第一項の規定により受信契約を締めた者から徴収する受信料の額は、国会が第一項の収支予算を承認することによつて、定め。

(放送に関する研究)

第六十六条 総務大臣は、放送及びその受信の進歩発達を図るために必要と認めるときは、協会に対する、事項を定めてその研究を命ずることができる。

2 前項の規定によって行われた研究の成果は、放送事業の発達その他公共の利益になるように利用されなければならない。

3 前項第四号に規定する受信料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とし、同項第四号に規定する割増金の額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に総務省令で定める倍数を乗じて得た額を超えない額とする。

一 前項第四号イに掲げる場合に該当する場合
合 支払を免れた受信料の額

二 前項第四号ロに掲げる場合に該当する場合 同項第二号に規定する期限が到来する日に受信契約を締結したとしたならば現に受信契約を締結した日の前日までに支払うべきこととなる受信料の額に相当する額

三 協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないと同時にその再放送をする放送は、これを協会の放送とみなして前各項の規定を適用する。

(国際放送の実施の要請等)

5 第六十五条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、國の重要な政策に係る事項、國の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他他の国的重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

2 総務大臣は、前項の要請には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

4 第七十七条 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第一項の命令を受けた協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

2 第六十五条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

(事業年度)

第六十八条 協会の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終わる。

(企業会計原則)

第六十九条 協会の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(収支予算、事業計画及び資金計画)

第七十条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、これに当該事業年度に係る中期経営計画を添え、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を付すとともに同項の中期経営計画を添え、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の収支予算、事業計画及び資金計画に同項の規定によりこれを変更すべき旨の意見が付してあるときは、国会の委員会は、協会の意見を徴するものとする。

4 第七十二条 協会は、毎事業年度の業務報告書を作成し、これに監査委員会の意見書を添え、当該事業年度経過後三箇月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

(放送に関する研究)

第六十六条 総務大臣は、前項の業務報告書を受理したときは、これに意見を付すとともに同項の監査委員会の意見書を添え、内閣を経て国会に報告しなければならない。

2 協会は、第一項の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、同項の書類を、各事務所に備えて置き、総務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

3 協会は、次に掲げる業務に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(支出の制限等)

第七十三条 協会の収入は、第二十条第一項から第三項までの業務の遂行以外の目的に支出してはならない。

2 協会は、次に掲げる業務に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十条第二項第二号及び第三号の業務
(専ら受信料を財源とするものを除く。)

二 第二十条第三項の業務
(還元目的積立金)

三 第七十三条の二 協会は、毎事業年度の損益計算において第二十条第一項及び第二項の業務（前条第二項第一号に掲げる業務を除く。）から生じた収支差額が零を上回るときは、当該上回る額のうち総務省令で定めるところにより計算した額を還元目的積立金として積み立てなければならない。

一 第二十条第二項第二号及び第三号の業務
(専ら受信料を財源とするものを除く。)

二 第二十条第三項の業務
(還元目的積立金)

三 第七十三条の二 協会は、毎事業年度の損益計算において当該収支予算に係る事業年度の損益計算において前項に規定する収支差額が零を下回るときに、当該下回る額を当該事業年度の予想収支額（当該収支予算で定める当該収支差額が零を下回る場合における当該下回る額をいう。次項において同じ。）を限度として補う場合を除き、取り崩してはならない。ただし、総務大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

協会は、中期経営計画の期間の最後の事業年度の前事業年度に係る収支差額の処理を行つた後、還元目的積立金の額から当該最後の事業年度の予想収支差額を減じた額（第五項第二号において「予想積立額」という。）が零を上回るときは、当該中期経営計画の期間の次の中期経営計画の期間（同項において「還元実施期間」という。）の事業年度については、還元受信料額により受信料收入（協会の受信料による收入をいう。同項において同じ。）の予想額を計算

した收支予算を作成しなければならない。ただし、当該收支予算を作成しないことについて合理的な理由がある場合は、この限りでない。

4 前項ただし書に規定する場合において、同項に規定する收支予算を作成しないときにおける第七十条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「中期経営計画」であるのは、「中期経営計画及び第七十三条の第二項ただし書に規定する理由を記載した書類」とする。

5 第三項に規定する「還元受信料額」とは、還元実施期間の受信料収入の予想額の合計額が第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額を超えない額となるように計算した受信料の額をいう。

一 基準受信料額（還元実施期間において第一項に規定する業務に係る収入の予想額の合計額と当該業務に係る支出の予想額の合計額が同額となるよう計算した受信料の額をいう。）により計算した当該還元実施期間の受信料収入の予想額の合計額

二 当該還元実施期間の直前の中期経営計画の期間に計算した予想積立額（財務諸表の提出等）

第七十四条 協会は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書その他総務省令で定める書類及びこれらに関する説明書（以下「財務諸表」という。）を作成し、これらに監査委員会及び会計監査人の意見書を添え、当該事業年度経過後三箇月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

2 総務大臣は、前項の書類を受理したときは、これを内閣に提出しなければならない。

3 内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。

4 協会は、第一項の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、同項の書類を、各事務所に備えて置き、総務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（会計監査人の監査）

第七十五条 協会は、財務諸表について、監査委員会の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

第七十六条 会計監査人は、経営委員会が任命する。

会計監査人は、公認会計士（公認会計士法第五項に規定する外國公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。

次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

- 一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者
- 二 協会の子会社若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
- 三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

（会計監査人の権限等）

第七十七条 会計監査人は、いつでも、会計帳簿若しくはこれに関する資料の閲覧及び謄写をなし、又は役員及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、協会の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は協会若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

会計監査人は、その職務を行うに際して役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査委員会に報告しなければならない。

監査委員会が選定した監査委員は、役員の職務の執行を監査するため必要があるときは、会計監査人に対し、会計監査に関する報告を求めることができる。

（会計監査人の任期）

第七十八条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての第七十四条第一項の規定による総務大臣への提出の時までとする。

（会計検査院の検査）

第七十九条 協会の会計については、会計検査院が検査する。

（放送債券）

第八十条 協会は、放送設備の建設又は改修の資金に充てるため、放送債券を発行することができない。

前項の放送債券の発行額は、会計検査院の検査を経た最近の事業年度の貸借対照表による協会の純財産額の三倍を超えることができない。

3 協会は、発行済みの放送債券の借換えたため、一時前項の規定による制限を超えて放送債券を発行することができる。この場合においては、発行する放送債券の払込みの期日（数回に分けて払込みをさせるときは、第一回の払込みの期日）から六箇月以内にその発行額に相当する額の発行済みの放送債券を償却しなければならない。

4 協会は、第一項の規定により放送債券を発行したときは、毎事業年度末現在の発行債券未償却額の十分の一に相当する額を償却積立金として積み立てなければならない。

5 協会は、放送債券を償却する場合に限り、前項に規定する積立金を充当することができる。

6 協会の放送債券の債権者は、協会の財産について他の債権者に先立ち自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

7 前項の先取特権の順位は、民法の一般の先取特権に次ぐものとする。

8 前各項に定めるもののほか、放送債券に関する必要な事項については、政令の定めるところにより、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の社債に関する規定を準用する。

（放送番組の編集等）

第八十一条 協会は、国内基幹放送の放送番組の編集及び放送に当たつては、第四条第一項に定めるところによるほか、次の各号の定めるところによらなければならぬ。

一 豊かで、かつ、良い放送番組の放送を行うことによって公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うこと。

二 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにしてこと。

三 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化的な育成及び普及に役立つようにすること。

2 協会は、公衆の要望を知るため、定期的に、科学的な世論調査を行い、かつ、その結果を公表しなければならない。

3 第百六条第一項の規定は協会の中波放送及び超短波放送の放送番組の編集について、第百七十二条の規定は中波放送及び超短波放送を行う場合における協会について準用する。

4 協会は、邦人向け国際放送若しくは邦人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たつては、海外同胞向けの適切な組の編集に当たつては、報道番組及び娯楽番組を有するようになければならない。

5 協会は、外国人向け国際放送若しくは外国人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する外国人向けの放送番組の編集に当たつては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにななければならぬ。

6 第五条第一項、第六条、第八条から第十一条まで、第十三条、第一百十条、第一百七十四条及び第一百七十五条の規定は、協会が外国の放送局を用いて国際放送又は協会国際衛星放送を行う場合について準用する。

(放送番組審議会)

第八十二条 協会は、第六条第一項(前条第六項において「準用する場合を含む。」)の審議機関として、国内基幹放送に係る中央放送番組審議会(以下「中央審議会」という。)及び地方放送番組審議会(以下「地方審議会」という。)並びに国際放送及び協会国際衛星放送(以下この条において「国際放送等」という。)に係る国際放送番組審議会(以下「国際審議会」という。)を置くものとする。

2 地方審議会は、政令で定める地域ごとに置くものとする。

3 中央審議会は委員十五人以上、地方審議会は委員七人以上、国際審議会は委員十人以上をもつて組織する。

4 中央審議会及び国際審議会の委員は、学識経験を有する者のうちから、経営委員会の同意を得て、会長が委嘱する。

5 地方審議会の委員は、学識経験を有する者であつて、当該地方審議会に係る第二項に規定する地域に住所を有するもののうちから、会長が委嘱する。

6 第六条第一項(前条第六項において準用する場合を含む。第八項において同じ。)の規定により協会の諮問に応じて審議する事項は、中央審議会にあつては国内基幹放送に係る第六条第三項に規定するもの及び全国向けの放送番組に係るもの、地方審議会にあつては第二項に規定

第二節 基幹放送事業者

第一款 認定等

(認定)

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならぬ。

一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することができるること。

二 当該業務を維持するに足りる経済的基礎及び技術的能力があること。

三 当該業務に用いられる電気通信設備（基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。）が第百十一条第一項の総務省令で定める基準に適合すること。

四 衛星基幹放送の業務を行おうとする場合においては、当該衛星基幹放送において使用する周波数が衛星基幹放送に関する技術の発達及び普及状況を勘案して総務省令で定める衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準に適合すること。

五 当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

六 ハイ又はロに掲げる者に對して支配関係を有する者

ハイ又はロに掲げる者がある者に對して支配関係を有する場合におけるその者

六 当該認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

七 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで（衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送（超短波放送による地上基幹放送のうち、一の市町村の全部若しくは一部の区域又はこれに準ずる区域として総務省令で定めるものにおいて受信されることを目的として行われるもの）を除く。）の業務を行おうとする場合は、次に掲ぐる日本国籍を有しない人

ロ 外国政府又はその代表者

二 外国の法人又は団体

法人又は団体であつて、イからハまでに掲げる者が特定役員であるもの又はこれらがその議決権の五分の一以上を占めるもの

法人又は団体であつて、（1）に掲げる者により直接に占められる議決権の割合（（2）及び次項第十一号において「外国人等直接保有議決権割合」とこれを（2）に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合（同号ハ及び第一百六十六条第三項において「外国人等間接保有議決権割合」とを合計した割合が五分の一以上であるもの（ニに該当する場合を除く。））

イからハまでに掲げる者

（2） 外国人等直接保有議決権割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

ヘ この法律又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ト 第百三条第一項又は第四条（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

チ 第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第一項（第四号を除く。）の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ヌ 電波法第二十七条の十六第六一項又は第六項（第四号を除く。）の規定により移動受信用地上基幹放送をする無線局に係る同法第二十七条の十四第一項に規定する開設計画の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ル 法人又は団体であつて、その役員がへからヌまでのいずれかに該当する者であるもの

二 氏名又は名称及び住所

基幹放送の種類

希望する放送対象地域

基幹放送に関する周波数

希望する放送対象地域

基幹放送に関する周波数

基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

希望する放送対象地域

基幹放送設備の一部を構成する設備の運用

基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

基幹放送設備の一部を構成する設備の運用

基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

基幹放送設備の一部を構成する設備の運用

基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

基幹放送設備の一部を構成する設備の運用

基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

基幹放送設備の一部を構成する設備の運用

基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

基幹放送設備の一部を構成する設備の運用

基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を指定して行う。

一 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称

二 放送対象地域

三 基幹放送に係る周波数

四 認定証には、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次に記載する事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載しなければならない。

一 認定の年月日及び認定の番号

二 認定を受けた者の氏名又は名称

三 基幹放送の種類

四 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称

五 放送対象地域

六 放送対象地域

七 放送対象地域

八 希望する放送対象地域

九 基幹放送設備の一部を構成する設備の運用

十 衛星基幹放送の業務の認定を受けようとする場合にあつては、当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載しなければならない。

十一 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項

十二 特定役員の氏名又は名称

十三 外国人等直接保有議決権割合

十四 地上基幹放送（コミュニティ放送を除く。）の業務の認定を受けようとする場合にあつては、外国人等直接保有議決権割合と合計した割合

（放送事項等の変更）

（指定事項及び認定証）

（認定事項及び認定証）

じ。) 及びその運用のための業務管理体制(特定地上基幹放送事業者が当該電気通信設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託しようとする場合にあつては、委託先における業務管理体制を含む。第四項及び第一百八十七条第二号において「電気通信設備等」という。)が第二百十一条第一項の総務省令で定める基準に適合することについて、総務大臣の確認を受けなければならない。

3 総務大臣は、前項の確認をしたときは、当該確認を受けた特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局に係る電波法第十四条第一項の免許状に、次に掲げる事項を付記するものとす

一 確認の年月日及び確認の番号

二 確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送設備を提供する基幹放送局提供事業者の氏名又は名称

三 確認に係る地上基幹放送の業務を行う放送対象地域

4 第二項の確認を受けた特定地上基幹放送事業者は、当該確認に係る地上基幹放送の業務に用いる電気通信設備等を変更しようとするとき(当該業務に用いる電気通信設備の変更又は当該電気通信設備の一部を構成する設備の運用の委託先の変更を伴う場合に限る。)は、変更後令で定める基準に適合することについて、総務大臣の確認を受けた特定地上基幹放送事業者は、前項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める特に軽微な変更については、この限りでない。

5 第二項の確認を受けた特定地上基幹放送事業者は、前項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める特に軽微な変更については、この限りでない。

第二款 業務

(国内基幹放送等の放送番組の編集等)

第六十条 基幹放送事業者は、テレビジョン放送による国内基幹放送及び内外基幹放送(内外放送である基幹放送をいう。)(以下「国内基幹放送等」という。)の放送番組の編集に当たつては、特別な事業計画によるものを除くほか、教育番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようしなければならない。

2 基幹放送事業者は、国内基幹放送等の教育番組の編集及び放送に当たつては、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ定めた設備の運用を他人に委託している場合においては、委託先における業務管理体制(当該認定基幹放送事業者が基幹放送設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合においては、委託先における業務管理体制を含む。以下「基幹放送設備等」という。)を総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

3 前条第一項の規定の適用を受けるテレビジョン放送を行う基幹放送事業者に対する第六条の規定の適用については、同条第三項中「及び放送番組の編集に関する基本計画」とあるのは、「放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の種別別の基準」と、同条第五項及び第六項中「次の各号に掲げる事項」とあるのは「次の各号に掲げる事項並びに放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間」とする。

2 前項の基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 基幹放送設備の損壊若しくは故障又は不適切な運用により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようすること。

二 基幹放送設備等を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようのこと。

三 特定地上基幹放送の業務に用いる電気通信設備(当該業務が第二百五条の二第一項第一号に掲げる方法により行われる場合には、当該業務に用いられる基幹放送局提供事業者の基幹放送局設備を除く。以下「特定地上基幹放送局等設備」という。)及びその運用のための業務管理体制(当該特定地上基幹放送事業者が特定地上基幹放送局等設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合には、委託先における業務管理体制を含む。以下「特定地上基幹放送局等設備等」という。)を前条第一項の総務省令で定める基準に適合するよう維持しなければならない。

2 総務大臣は、第二百十二条、第二百十三条第一項及び前条第一項の規定の施行において、特定地上基幹放送事業者に対し、特定地上基幹放送局等設備等の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定地上基幹放送局等設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送設備等の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定地上基幹放送局等設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送局等設備を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第二百六十六条 金融商品取引所(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十五条第一項及び第二百六十六条第一項において同じ。)に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している会社である基幹放送事業者は、その株式を取得した第九十三条第一項第七号イからハまでに掲げる者又は同号ホ(2)に掲げる者(特定地上基幹放送事業者にあつては、電波法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四項第三号ロに掲げる者。以下この条において「外国人等」という。)からその氏名及び住

2 基幹放送事業者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結してはならない。

第二百十一条 基幹放送事業者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結してはならない。

第二百十一条の二 基幹放送事業者(第二百四十七条第一項に規定する有料放送事業者を除く。)は、その基幹放送を休止し、又はその基幹放送の業務若しくはその基幹放送局を廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。ただし、基幹放送を継続して休止しようとする時間が二十四時間を超えない範囲内で総務省令で定める時間以内である場合その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 総務大臣は、特定地上基幹放送局等設備等に起因する放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

2 特定地上基幹放送事業者は、特定地上基幹放送局等設備等に起因する放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第二百六十六条 金融商品取引所(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十五条第一項及び第二百六十六条第一項において同じ。)に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している会社である基幹放送事業者は、その株式を取得した第九十三条第一項第七号イからハまでに掲げる者又は同号ホ(2)に掲げる者(特定地上基幹放送事業者にあつては、電波法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四項第三号ロに掲げる者。以下この条において「外国人等」という。)からその氏名及び住

てしないと認めるときは、認定基幹放送事業者に対し、当該基準に適合するよう当該基幹放送設備等を改善すべきことを命ずることができない。

2 総務大臣は、特定地上基幹放送局等設備等については、委託先における業務管理体制(当該認定基幹放送事業者が基幹放送設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合においては、委託先における業務管理体制を含む。以下「基幹放送設備等」という。)を総務省令で定める基準に適合するよう維持しなければならない。

2 総務大臣は、特定地上基幹放送局等設備等に対する報告及び検査)

2 総務大臣は、第二百十二条、第二百十三条第一項及び前条第一項の規定の施行において、特定地上基幹放送事業者に対し、特定地上基幹放送設備等の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定地上基幹放送局等設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送設備等を検査させることができる。

2 総務大臣は、第二百十二条、第二百十三条第一項及び前条第一項の規定の施行において、特定地上基幹放送事業者に対し、特定地上基幹放送設備等の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定地上基幹放送局等設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送設備等を検査させることができる。

一 当該基幹放送事業者が衛星基幹放送、移動所を株主名簿に記載し、又は記録することとの請求を受けた場合において、その請求に応することにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由（次項において「欠格事由」という。）に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

二 当該基幹放送事業者が地上基幹放送（コミュニケーション放送を除く。）を行う特定地上基幹放送事業者である場合 電波法第五条第四項

三 当該基幹放送事業者が地上基幹放送（コミュニケーション放送を除く。）を行う特定地上基幹放送事業者である場合 電波法第五条第四項

四 第二号又は第三号に定める事由

前項の基幹放送事業者は、社債等振替法第一百五十五条第一項又は第八項の規定による通知に係る株主のうち外国人等が有する株式の全てについて社債等振替法第一百五十二条第一項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に欠格事由に該当することとなるときは、同項の規定にかかわらず、特定外国株式（欠格事由に該当することとなるように当該株式の一部に限つて株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができる株式以外の株式をいう。）については、同項の規定によるととした場合に株式会社である地上基幹放送（コミュニケーション放送を除く。）を行う認定基幹放送事業者が同号ホに定める事由に該当することとなるときは、特定外国株主（株主名簿に記載され、又は記録されている同号ホ（1）及び

(2) に掲げる者が有する株式のうち同号ホに定める事由に該当することとならないよう、総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。)

は、当該株式についての議決権を有しない。

4 第一項及び第二項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる場合を除き、電波法第五条第四項第三号に規定する外国人等間接保有議決権割合が増加することにより、株主名簿に記載され、又は記録されている同号ロに掲げる者が有する株式の全てについて議決権を有することとした場合に株式会社である地上基幹放送（コミニティ放送を除く。）を行う特定地上基幹放送事業者が同号に定める事由に該当することとなるときは、特定外国株主（株主名簿に記載され、又は記録されている同号イ及びロに掲げる者が有する株式のうち同号に定める事由に該当することとならぬいように総務省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。（外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告）

5 第一項の基幹放送事業者は、総務省令で定めるところにより、外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければならない。ただし、その割合が総務省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

（外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告）

第一百六条の二 認定基幹放送事業者（法人又は団体であるものに限る。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

一 第九十三条第一項第七号ニ（地上基幹放送（コミニティ放送を除く。）を行なう認定基幹放送事業者にあつては、同号ニ又はホ）に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況

二 第九十七条第二項第二号の総務省令で定める変更があつた場合には、当該変更の内容三 その他第九十三条第一項第七号ニ又はホに該当することとならないようすることに関する事項として総務省令で定める事項

第三款 特定放送番組同一化実施方針

（指定放送対象地域の指定）

第一百六条の三 総務大臣は、国内基幹放送（協会及び学園の放送を除く。以下この款において

同じ)。に係る放送対象地域のうち、当該放送対象地域における国内基幹放送の役務に対する需要の減少その他の経済事情の変動により当該放送対象地域の第九十一条第二項第三号に規定する目標を達成することが困難となるおそれがあり、かつ、当該目標を変更することが同号に規定する放送系の数に関する放送対象地域間ににおける格差その他の事情を勘案して適切でないと認められるものを、指定放送対象地域として指定することができる。

2 総務大臣は、指定放送対象地域について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定放送対象地域について同項の規定による指定を解除するものとする。

3 第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除は、告示によつて行う。

(特定放送番組同一化実施方針の認定)

第一百六条の四 指定放送対象地域に係る国内基幹放送を行う基幹放送事業者は、単独又は他の国内基幹放送事業者(国内基幹放送を行つう幹放送事業者をいう。以下この款において同じ。)と共同して、特定放送番組同一化(二以上の国内基幹放送の放送時間の全部又は一部について、当該二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する措置を講じつつ、同一の放送番組の放送を同時にを行うことをいう。ただし、放送時間の一部について同一の放送番組の放送を同時に行つう場合にあつては、当該二以上の国内基幹放送のうちいづれの国内基幹放送についても、当該国内基幹放送の放送時間の合計に対する当該同一の放送番組の放送を同時にうつ放送時間の割合が総務省令で定める割合を超えるものに限る。以下この条及び第一百六条の六において同じ。)の実施に関する方針(以下この条及び次条において「特定放送番組同一化実施方針」という。)を作成し、総務省令で定めるところにより、これを総務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 特定放送番組同一化実施方針には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係る放送対象地域

二 地域性確保措置(特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれ

三 その他総務省令で定める事項

3 総務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定放送番組同一化実施方針が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係る放送対象地域が次のいずれにも適合すること。

イ 当該放送対象地域が相互に重複しないこと。

ロ 当該放送対象地域のいずれか又は全てが指定放送対象地域であること。

ハ 当該放送対象地域の自然的・経済的・社会的・文化的諸事情が相互に相当程度共通していると認められること。

二 当該放送対象地域の数が総務省令で定める数を超えないこと。

二 地域性確保措置の内容が、当該特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであること。

4 総務大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定に係る特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者の氏名又は名称その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

(認定特定放送番組同一化実施方針の変更等)

第一百六十五条 前条第一項の認定に係る特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者は、当該特定放送番組同一化実施方針を総務大臣に提出して、その認定を受けなければならぬ。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

前条第一項の認定に係る特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者は、前項ただし書の総務省令で定める軽微な変更に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

前条第三項の規定は第一項の規定による変更の認定について、同条第四項の規定は第一項の

規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出について準用する。

総務大臣は、前条第一項の認定に係る特定放送番組同一化実施方針（第一項の規定による変更の認定又は第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条及び次条において「認定特定放送番組同一化実施方針」という。）を提出した国内基幹放送事業者に対し、認定特定放送番組同一化実施方針の実施状況について報告を求めることができたと認めるとき、又は認定特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者が当該認定特定放送番組同一化実施方針を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

総務大臣は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

（審議機関の設置等の特例）

第二百一十六条の六 認定特定放送番組同一化実施方針を提出した二以上の国内基幹放送事業者が当該認定特定放送番組同一化実施方針に従つて特認定放送番組同一化実施方針に従つて特定放送番組同一化を行う場合には、当該二以上の国内基幹放送事業者は、共同して審議機関を置くことができる。この場合においては、第七条第二項の規定による審議機関の委員の委嘱は、これらの国内基幹放送事業者が共同して行う。

認定特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者が当該認定特定放送番組同一化実施方針に従つて特定放送番組同一化を行う場合における当該国内基幹放送事業者（当該国内基幹放送事業者が特定地上基幹放送事業者でない場合には、その基幹放送局設備を当該国内基幹放送事業者の国内基幹放送の業務の用に供する基幹放送局提供事業者）に対する第九十二条の規定の適用については、同条中「その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域」とあるのは、「第百六条の二第一項に規定する特定放送番組同一化的対象となる二以上の国内基幹放送のいずれか」とする。

3 認定放送持株会社の関係会社（第二百五十八条第二項に規定する関係会社をいう。）である認定特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者が当該認定特定放送番組同一化実施方針に従つて特定放送番組同一化を行う場合における当該国内基幹放送事業者に対する第二百六十三条の規定の適用については、同条中「その放送対象地域」とあるのは、「その第二百六条の四第一項に規定する特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域と併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされた一の放送対象地域」と、「当該みなされた一の放送対象地域」とする。

（提供義務等）

第二百一十七条 基幹放送局提供事業者は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める事項に従つた基幹放送局設備の提供に関する契約（以下「放送局設備供給契約」という。）の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

一 認定基幹放送事業者 当該認定基幹放送事業者に係る第九十四条第二項の認定証に記載された同条第三項第三号から第六号までに掲げる事項（衛星基幹放送に係る場合にあっては、当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置を含む。次項第三号において「認定証記載事項」という。）

二 特定地上基幹放送事業者（第二百五条の二第二項の確認を受けた者に限る。次項第四号において同じ。）当該特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局に係る電波法第十四条第一項の免許状に記載された周波数並びに当該免許状に付記された第二百五条の二第三項第二号及び第三号に掲げる事項（次項第四号において「免許状記載事項」という。）

三 基幹放送局提供事業者は、次に掲げる放送局設備供給契約の申込みを承諾してはならない。

一 基幹放送事業者以外の者からの放送局設備供給契約の申込み

二 第百五条の二第二項の確認を受けていない特定地上基幹放送事業者からの放送局設備供給契約の申込み

三 認定基幹放送事業者からの認定証記載事項に従わない放送局設備供給契約の申込み

4 第百一十九条 基幹放送局提供事業者は、前項の規定により届け出た提供条件により放送局設備供給役務を提供してはならない。

（会計整理等）

第二百二十条 総務大臣は、基幹放送局提供事業者が第二百五十八条第一項の規定により届け出た提供条件が次の各号のいずれかに該当するため、当該提供条件による放送局設備供給役務の提供が基幹放送局等設備を基幹放送の業務の用に供する業務に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。（変更命令）

2 基幹放送局設備の損壊若しくは故障又は不適切な運用により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすること。

（重大事故の報告）

第二百二十二条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備等に起因する放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

（設備等の改善命令）

第二百二十三条 総務大臣は、基幹放送局設備等が第二百二十二条第一項の総務省令で定める基準に適合していないと認めるときは、基幹放送局提供事業者に対し、当該基準に適合するよう当該基幹放送局設備等を改善すべきことを命ずることができる。

3 第百二十四条 総務大臣は、前三条の規定の施行に必要な限度において、基幹放送局設備等の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、基幹放送局設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送局設備を検査させることができる。（設備等に関する報告及び検査）

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。（外国人等の取得した株式の取扱い）

（当該基幹放送局提供事業者が基幹放送局設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合にあつては、委託先における業務管理体制を含む。以下「基幹放送局設備等」といふ。）を総務省令で定める基準に適合するよう維持しなければならない。

前項の基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

（当該基幹放送局設備の損壊若しくは故障又は不適切な運用により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすること。）

2 基幹放送局設備等を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるように行わること。

（設備等の維持）

第二百二十二条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備及びその運用のための業務管理体制の条件に比して不利なものであること。

（設備等の維持）

第二百二十五条 金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している会社である基幹放送局提供事業者は、その株式を取得した外国人等（電波法第五条第一項第一号から第三号までに

第一百二十六条 一般放送の業務を行おうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならぬ。ただし、有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送その他の一般放送の種類、一般放送の業務に用いられる電気通信設備の規模等からみて受信者の利益及び放送の健全な発達に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める一般放送については、この限りでない。

第六章 一般放送

第一輯 沙羅全

業務を行おうとする者は受けなければならぬ。設備を用いて行われるラジオ放送の種類、一般放送の信設備の規模等からみの健全な発達に及ぼすとして総務省令で定めこの限りでない。

経過しない者

口から二年を経過しない者
条の規定により登録の取消しを
取消しの日から二年を経過しな
く十五条第一項又は第七十六条第
二項の規定により基幹放
取消しを受け、その取消しの日
経過しない者

4

（し） 総務大臣は、登録一般放送事業者のいづれかに該当するときは、その変更をしたときは、遅滞なく、その大臣に届け出なければならない。その場合には、総務大臣は、遅滞なく、変更するものとする。

一 氏名又に
は、その上

この業務に用いられる電気通信設備
城
総務省令で定める事項
走による届出をした者は、同項各号
項を変更しようとするときは、その
旨をした總務大臣又は都道府県知事
にすればならない。ただし、総務省令

二 当該基幹放送局提供事業者が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送をする無線局の免許を受けた者である場合 電波法第五条第一項第四号に定める事由

三 当該基幹放送局提供事業者がコミュニケーション放送をする無線局の免許を受けた者である場合 電波法第五条第四項第二号に定める事由

四 電波法第五条第四項第二号に定める事由

(コミュニケーション放送を除く。)をする無線局の免許を受けた者である場合 電波法第五条第四項第二号又は第三号に定める事由

五百十六条第二項、第四項及び第五項の規定

四 業務区域 の概要
3 第五号までに 前項の申請 の他総務省令
(登録の実施 らない。

書には、第一百二十八条第一号から該当しないことを誓約する書面そので定める書類を添付しなければな

（業務の開始） 第一百一十九条

及び休止の届出)登録一般放送事業者(第二百二十六条)は、その休止期間を総務大臣に届け出なければ、その業務を一月以上休止するときは、該事業者は、その休止期間を総務大臣に届け出なければ、

送の受信者
き。
(登録の抹消
き。
第一百三十二条
若しくは第
き、又は前各
ときは、当該

総務大臣は、第一百三十五条第一項
二項の規定による届出があつたとし
ての規定による登録の取消しをした
該登録一般放送事業者の登録を抹消

掲げる者又は同条第四項第三号口に掲げる者をいう。）からその氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することとの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由に該当することとなるときは、その氏名及

2 前項の登録で定めるとした申請書をい。一、氏名又は、その代

名称及び住所並びに法人にあつて
表者の氏名
総務大臣に提出しなければならぬ
記録を受けようとする者は、総務省令
により、次に掲げる事項を記載

五 法人又は
のいづれか
六 一般放送
七 技術的能力

は団体であつて、その役員が前各号に該当する者であるもの
の業務を適確に遂行するに足りる
力を有しない者
六条第一項の総務省令で定める技
能に適合する一般放送の業務に用いられ

一 正当な理
二 引き続き
三 不正な手
四 錄又は前各
五 第五百二十一
六 第五号のい

理由がないのに、一般放送の業務を一年以上休止したとき。

2 総務大臣は、前項の規定による裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る基幹放送事業者に通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えるなければならない。
 3 総務大臣は、前項の基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

4 同意をすべき旨の裁定においては、第一項の申請をした者が再放送をすることができる地上基幹放送、その者が再放送の業務を行うことができる区域及び当該再放送の実施の方法を定めなければならない。

5 総務大臣は、第一項の裁定をしようとするときは、紛争処理委員会に諮問しなければならない。

6 総務大臣は、第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

7 第四項の裁定が前項の規定により当事者に通知されたときは、当該裁定の定めるところにより、当事者間に協議が調つたものとみなす。
 (有線電気通信設備の使用)

第一百四十五条 一般放送事業者(有線電気通信設備を用いて一般放送の業務を行う者に限る。第4項において同じ。)は、その設置に関し必要とされる道路法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三十一条第一項若しくは第三項(同法第二百三十一条第二項において準用する場合を含む。)の許可その他法令に基づく処分を受けないで設置されている有線電気通信設備又は所有者等の承諾を得ないで他人の土地若しくは電柱その他の工作物に設置されている有線電気通信設備を用いて一般放送をしてはならない。

2 総務大臣(小規模施設特定有線一般放送事業者に係るものについては、第二百三十三条第一項の規定による届出を受けた都道府県知事。次項及び第四項、第二百七十四条並びに第二百七十五条において同じ。)は、前項の規定の違反に係る有線電気通信設備の設置の状況等について、道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。)その他の関係行政機関及びその他の関係者から資料の提供その他の協力を求めることができる。

3 総務大臣は、第一項の規定に違反する行為であつて道路法の違反に係るものについて第二百七十四条の規定による処分を行おうとするとき

4 は、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。この場合において、国土交通大臣は、総務大臣に対し、当該道路法の違反に関する意見を述べることができる。

5 総務大臣は、第一項の規定の施行に必要な限度において、一般放送事業者に対し、その業務の状況に關し報告を求め、又はその職員に、一般放送事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

7 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(有料基幹放送契約の届出・公表等)

第一百四十六条 第百四十七条 有料放送(契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に關し料金を支払う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送をいう。以下同じ。)を行う放送事業者(以下「有料放送事業者」といふ。)は、基幹放送を契約の対象とする有料放送(以下「有料基幹放送」という。)の役務を国内受信者(有料放送事業者との間に国内に設置する受信設備により有料放送の役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。)に提供する場合には、当該有料基幹放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。ただし、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該提供条件の概要について国内受信者に説明しなくてはその媒介等をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その内容が事実であるとの誤認をし、これによって当該期間を経過するまでの間にこの項の規定による当該契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによつて当該契約の解除を行なつた場合に、当該契約の解除を行なつた日から起算して八日を経過するまでの間(国内受信者が、有料放送事業者又は媒介等業務受託者が第二百五十二条の二第一号の規定に違反してこの項の規定による当該契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによつて当該契約の解除を行なつた日から起算して八日を経過するまでの間)、書面により当該契約の解除を行なうことができる。 2 有料基幹放送の役務を提供する有料放送事業者は、前項の規定により届け出た有料基幹放送契約以外の提供条件により国内受信者に対する料金その他の提供条件について同一の料金を支払うことを約定するときも、同様とする。 3 有料基幹放送の役務を提供する有料放送事業者は、前項の規定により届け出た有料基幹放送契約を変更しようとするときも、同様とする。

4 有料基幹放送の役務を提供する有料放送事業者は、第一項の規定により届け出た有料基幹放送契約を変更しようとするときも、同様とする。

5 有料基幹放送の役務を提供する有料放送事業者は、第一項の規定により届け出た有料基幹放送契約を変更しようとするときも、同様とする。

6 有料放送事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、国内受信者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものにより提供することができます。この場合において、当該有料放送事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(役務の提供義務)

7 第百四十八条 有料放送事業者は、正当な理由がないこと、国内に設置する受信設備によりその他の事業所において公衆の見やすいように掲示しておかなければならぬ。

8 総務大臣は、第一項の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、国内受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該国内受信者に到達したものとみなす。

(書面による解除)

9 第百五十条 第百五十一条 有料放送事業者及び有料放送の役務の提供に関する契約の締結から有料放送の役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理(以下「媒介等」という。)の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下「媒介等業務受託者」という。)は、国内受信者(有料放送の役務の提供を受けようとする者を含む。以下この条、第二百五十五条、第二百五十六条第二項において同じ。)から有料放送の役務(第一号に掲げる有料放送の役務に限る。)の提供が開始された日が当該受領した日より遅いときは、当該開始された日から起算して八日を経過するまでの間(国内受信者が、有料放送事業者又は媒介等業務受託者が第二百五十二条の二第一号の規定に違反してこの項の規定による当該契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによつて当該契約の解除を行なつた日から起算して八日を経過するまでの間)、書面により当該契約の解除を行なうことができる。

2 有料放送事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、国内受信者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものにより提供することができます。この場合において、当該有料放送事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

3 前項に規定する方法(総務省令で定める方法を除く。)により第一項の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、国内受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該国内受信者に到達したものとみなす。

(書面による解除)

4 第百五十条の三 有料放送事業者と次に掲げる有料放送の役務の提供に関する契約を締結した国内受信者は、総務省令で定める場合を除き、前条第一項の書面を受領した日(当該有料放送の役務(第一号に掲げる有料放送の役務に限る。)の提供が開始された日が当該受領した日より遅いときは、当該開始された日)から起算して八日を経過するまでの間(国内受信者が、有料放送事業者又は媒介等業務受託者が第二百五十二条の二第一号の規定に違反してこの項の規定による当該契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによつて当該契約の解除を行なつた日から起算して八日を経過するまでの間)、書面により当該契約の解除を行なうことができる。

5 第百五十条の二 有料放送事業者は、有料放送の役務の提供に関する契約が成立したときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、書面による当該契約の解除を行なうことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間(書面により当該契約の解除を行なうことができる)、書面により当該契約の解除を行なうことができる。

6 移動受信用地上基幹放送を契約の対象とする有料放送の役務であつて、料金その他の提供条件及び利用状況を勘案して国内受信者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務大臣が指定する

2 前項各号の規定による指定は、告示によつて行う。	3 第一項の規定による有料放送の役務の提供に関する契約の解除は、当該契約の解除を行つ旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。
4 有料放送事業者は、第一項の規定による有料放送の役務の提供に関する契約の解除があつた場合には、国内受信者に対し、当該契約の解除に伴い損害賠償若しくは違約金を請求し、又は他の金銭等（金銭その他の財産をいう。次項において同じ。）の支払若しくは交付を請求することができない。ただし、当該契約の解除までの期間において提供を受けた有料放送の役務に対して国内受信者が支払うべき料金額として総務省令で定める額については、この限りでない。	5 有料放送事業者は、第一項の規定による有料放送の役務の提供に関する契約の解除があつた場合において、当該契約に関連して金銭等を受領しているときは、国内受信者に対し、速やかに、これを返還しなければならない。ただし、当該契約に関連して受領した金銭等のうち前項ただし書の総務省令で定める額については、この限りでない。

6 第一項及び前三項の規定に反する特約で国内受信者に不利なものは、無効とする。

（苦情等の処理）
（有料放送事業者等の禁止行為）

第一百五十二条 有料放送事業者及び第一項に規定する有料放送管理事業者は、有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれらを処理しなければならない。

（有料放送事業者等の禁止行為）

第一百五十三条 有料放送管理事業者が有料放送管理業務を行う事業の全部を譲渡し、又は有料放送管理事業者について相続、合併若しくは分割（有料放送管理業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の協議により有料放送管理業務を行う事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）・合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該有料放送管理事業者の地位を承継す

2 前項の規定による届出をした者（以下「有料放送管理事業者」という。）は、その届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。	3 その他総務省令で定める事項
（承継）	二 業務の概要
（定義等）	一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
（定義等）	二 業務の概要
（定義等）	三 その他総務省令で定める事項

第一百五十四条 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。（業務の廃止等の届出）

2 前項の規定により届け出た有料基幹放送契約約款に定める有料基幹放送の役務に関する料金その他提供条件が国内受信者の利益を阻害していると認めるときは、当該有料基幹放送の役務を提供する有料放送事業者に対し、当該有料基幹放送契約款を変更すべきことを命ずることができる。	3 第一百五十五条 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務（これに密接に関連する業務を含む。）に関し、総務省令で定めるところにより、業務の実施方針の策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確保するための措置を講じなければならない。（有料放送管理業務の実施に係る義務）
2 有料放送管理事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。（有料放送管理業務の実施に係る義務）	2 有料放送管理事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。（有料放送管理業務の実施に係る義務）
2 有料放送事業者又は有料放送管理事業者が前条の規定に違反したときは、当該有料放送管理事業者に対し、国内受信者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。	2 有料放送事業者又は有料放送管理事業者が前条の規定に違反したときは、当該有料放送管理事業者に対し、国内受信者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。
2 有料放送事業者又は有料放送管理事業者が前条の規定に違反したときは、当該有料放送管理事業者に対し、国内受信者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。	2 有料放送事業者又は有料放送管理事業者が前条の規定に違反したときは、当該有料放送管理事業者に対し、国内受信者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。
2 有料放送事業者又は有料放送管理事業者が前条の規定に違反したときは、当該有料放送管理事業者に対し、国内受信者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。	2 有料放送事業者又は有料放送管理事業者が前条の規定に違反したときは、当該有料放送管理事業者に対し、国内受信者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

2 有料放送事業者又は有料放送管理事業者が前条の規定に違反したときは、当該有料放送管理事業者に対し、国内受信者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。	3 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
2 有料放送事業者又は有料放送管理事業者が前条の規定に違反したときは、当該有料放送管理事業者に対し、国内受信者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。	2 有料放送事業者又は有料放送管理事業者が前条の規定に違反したときは、当該有料放送管理事業者に対し、国内受信者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ず <small>ことができる</small> 。
2 有料放送事業者又は有料放送管理事業者が前条の規定に違反したときは、当該有料放送管理事業者に対し、国内受信者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ず <small>ことができる</small> 。	2 有料放送事業者又は有料放送管理事業者が前条の規定に違反したときは、当該有料放送管理事業者に対し、国内受信者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ず <small>ことができる</small> 。
2 有料放送事業者又は有料放送管理事業者が前条の規定に違反したときは、当該有料放送管理事業者に対し、国内受信者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ず <small>ことができる</small> 。	2 有料放送事業者又は有料放送管理事業者が前条の規定に違反したときは、当該有料放送管理事業者に対し、国内受信者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ず <small>ことができる</small> 。
2 有料放送事業者又は有料放送管理事業者が前条の規定に違反したときは、当該有料放送管理事業者に対し、国内受信者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ず <small>ことができる</small> 。	2 有料放送事業者又は有料放送管理事業者が前条の規定に違反したときは、当該有料放送管理事業者に対し、国内受信者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ず <small>ことができる</small> 。

- 3 センターは、収集の基準等を定め、又はこれ
を変更しようとするときは、諮問委員会に諮問
しなければならない。

4 5 センターは、諮問委員会が第二項の規定によ
り諮問に応じて答申したときは、これを尊重し
て必要な措置をしなければならない。

5 諮問委員会の委員は、協会が推薦する者、学
園が推薦する者、基幹放送事業者が組織する團
体が推薦する者及び学識経験を有する者のうち
から、センターの代表者が委嘱する。

(事業計画等の提出)

第一百七十二条 センターは、毎事業年度の事業計
画及び收支予算を作成し、当該事業年度の開始
前に(第一百六十七条第一項の規定による指定を
受けた日の属する事業年度にあっては、その指
定を受けた後遅滞なく)、総務大臣に提出しな
ければならない。これを変更しようとするとき
も、同様とする。

2 センターは、毎事業年度の事業報告書及び收
支決算書を作成し、当該事業年度経過後三箇月
以内に、総務大臣に提出しなければならない。
(監督命令)

第一百七十三条 総務大臣は、この章の規定を施行
するため必要な限度において、センターに對
し、第一百六十八条に規定する業務を適正かつ確
必要な命令をすることができる。

(指定の取消し)

第一百七十四条 総務大臣は、センターが次の各号
のいずれかに該当するときは、その指定を取り
消すことができる。

2 四 前条の規定による命令に違反したとき。
五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 第一百六十七条第二項第一号の規定に該当す
るに至つたとき。

4 前条の規定による命令に違反したとき。

5 総務大臣は、前項の規定により指定を取り消
したときは、その旨を公示しなければならな
い。

二 この章の規定に違反したとき。

三 第一百六十七条第二項第一号の規定に該当す
るに至つたとき。

4 第一百七十五条 総務大臣は、放送事業者(特定地
上基幹放送事業者を除く。)がこの法律又はこ
の法律に基づく命令若しくは处分に違反したと
きは、三月以内の期間を定めて、放送の業務の
停止を命ずることができる。

第十一章 雜則

(業務の停止)

第十章 雜則

- 第一百七十四条** 総務大臣は、放送事業者（特定地上基幹放送事業者を除く。）がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは处分に違反したときは、三月以内の期間を定めて、放送の業務の停止を命ずることができる。

(資料の提出)
第百七十五条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、放送事業者、基幹放送局提供事業者等業務受託者、有料放送管理事業者又は認定放送持株会社に対しその業務に関し資料の提出を求めることができる。

(適用除外等)
第百七十六条 この法律の規定は、受信障害対策中継放送(電波法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。以下この条において同じ)、車両、船舶又は航空機内において有線電気通信設備を用いて行われる放送その他その役務の提供範囲、提供条件等に照らして受信者が利益及び放送の健全な発達を阻害するおそれがないものとして総務省令で定める放送については、適用しない。

前項の規定にかかわらず、第九十一条の規定は、受信障害対策中継放送についても適用する。

第一項の規定にかかわらず、受信障害対策中継放送は、これを受信障害対策中継放送を行なう者が受信した基幹放送事業者の放送とみなして、第九条第一項、第十一条、第十二条、第一百四十七条第一項及び第一百五十七条の規定を適用する。

第一項の規定にかかわらず、第六十四条の規定は、同項の規定の適用を受ける放送であつて、協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をするものについても適用する。

第四条から第十条まで、第十二条から第十四条まで及び第百六条から第百十一条までの規定は、他の基幹放送事業者の基幹放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にそれらの再放送をする放送(第一項の規定の適用を受ける放送を除く)については、適用しない。

(電波監理審議会への諮問)
第百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 第二十条の二第一項第一号の規定による指定地上基幹放送地域の指定、第九十一条第一項若しくは第四項の規定による基幹放送普及計画の制定若しくは変更、第百十六条の三第一項の規定による指定放送対象地域の指定又は第百五十条の三第一項各号の規定による有料放送の役務の指定

- 二 第十八条第三項（定款変更の認可）、第二十条第十一項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第十二項（実施基準の認可）、同条第二十一項（任意の業務の認可）、第二十条の二第一項（基幹放送局提供子会社への出資の認可）、第二十二条（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第二十二条の二（関連事業持株会社への出資の認可）、第二十二条の三第一項若しくは第三項（関連事業出資計画の認定）、第六十四条第二項及び第三項（受信料の免除の基準及び受信契約の条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（收支予算等の認可）、第七十二条の一第二項（だし書（還元目的積立金の取崩しに係る認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第七十二条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項等の変更の許可）、第一百六十六条の四第一項（特定放送番組同一化実施方針の認定）、第一百二十一条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第一百四十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第一百五十六条第一項（第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第一百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第一百六十七条第一項（センターの指定））の規定による処分

消し) 又は第百七十三条第一項(センターの指定の取消し) の規定による処分

五 第二条第二十四条号(基幹放送局設備)、同一条第三十一条号(特定役員)、同一条第三十二号(支配関係)、第六十四条第四項(割増金の額に係る倍数)、第九十三条第一項第四号(衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準)、同項第五号のただし書(基幹放送による表現の自由享有基準)、同条第四項(基幹放送の業務の認定の申請期間)、第九十七条第一項ただし書(基幹放送に係る軽微な変更)、第一百三条第二項第三号(基幹放送の業務に関する認定の取消し猶予に係る勘案事項)、第一百十一条第一項(基幹放送設備等の基準)、第一百三十三条、第一百三十六条第一項(一般放送の業務の登録に係る電気通信設備の技術基準)、第一百五十二条第一項(基幹放送局設備等の禁止行為)、第一百五十五条の二第一項(書面の交付)、第一百五十条の三第一項若しくは第四項ただし書(書面による解除)、第一百五十五条の二第一号(有料放送事業者等の禁止行為)、第一百六十二条第一項(認定放送持株会社に係る特例)、第一百六十四条第二項(保有基準割合)又は第一百六十六条(認定放送持株会社に関する認定の取消し猶予に係る勘案事項)の規定による総務省令の制定又は改廃の前項各号(第四号を除く。)に掲げる事項のうち、電波監理審議会が輕微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮詢しないで措置をすることができる。

(意見の聴取)

第二百七十八条 電波監理審議会は、前条第一項第四号の規定により諮詢を受けた場合には、意見の聴取を行わなければならない。

- 3 電波法第九十九条の十二第三項から第八項までの規定は、前二項の意見の聴取に準用する。

(勧告)

第一百七十九条 電波監理審議会は、第百七十七条规定各号に掲げる事項に関し、総務大臣に対して必要な勧告をることができる。

2 総務大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表しなければならない。

3 総務大臣は、第一項の勧告に基づき講じた施策について電波監理審議会に報告しなければならない。

(審査請求及び訴訟)

第一百八十条 電波法第七章及び第百五十五条の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の处分についての審査請求及び訴訟について準用する。

(総務省令への委任)

第一百八十二条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、総務省令で定めることとする。

(経過措置)

第一百八十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第十一章 詐則

第一百八十三条 協会の役員がその職務に関して賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。

2 協会の役員になろうとする者がその担当しようとする職務に関して請託を受けて賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、協会の役員になつた場合において、前項と同じ刑に処する。

3 協会の役員であつた者がその在職中請託を受けて職務上不正の行為をなし、又は相当の行為をしなかつたことに關して賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、第一項と同様の刑に処する。

4 前三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。

5 第一项から第三項までの場合において、協会の役員が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

- 第一百八十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第百二十六条第一項の規定に違反して一般放送の業務を行つたとき。

二 第百七十四条(第八十一条第六項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

三百八十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした協会又は学園の役員を百万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項から第三項まで及び第六十五条第四項の業務以外の業務を行つたとき。

二 第十八条第二項、第二十条第十一項(第五十五条第五項において準用する場合を含む。)、第二十条第十二項若しくは第二十一項、第二十二条の二第一項、第二十二条、第二十二条の二、第六十四条第二項若しくは第三項、第七十一条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は第八十九条第一項の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなかつたとき。

三 第三十八条、第六十条第一項、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条第一項又は第七十四条第一項の規定に違反したとき。

四 第百八十六条 第九条第一項(第八十一条第六項において準用する場合を含む。)の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、私事に係るときは、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第一百八十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第九十七条第一項の規定に違反して第九十三条第二項第七号から第九号までに掲げる事項を変更したとき。

二 第百五条の二第四項の規定に違反して地上基幹放送の業務に用いる電気通信設備等を変更したとき。

三 第百十四条又は第一百二十三条の規定による命令に違反したとき。

四 第百七十七条第一項の規定に違反して放送局設備供給契約の申込みを拒んだとき。

五 第百十七條第二項の規定に違反して放送局設備供給契約の申込みを承諾したとき。

- 六 第百三十九条第一項の規定により届け出た提供条件によらないで、放送局設備供給役務を提供したとき。

七 第百二十条の規定による命令に違反したとき。

八 第百三十条第一項の規定に違反して第百二十六条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更したとき。

九 第百三十八条又は第一百四十二条の規定による命令に違反したとき。

十 第百四十条第二項の規定により届け出た契約款によらないで、同条第一項の規定による再放送の役務を提供したとき。

十一 第百四十七条第一項の規定により届け出た有料基幹放送契約款によらないで、有料基幹放送の役務を提供したとき。

十二 第百四十八条の規定に違反して有料放送の役務の提供を拒んだとき。

十三 第百五十二条第一項の規定に違反して有料放送管理業務を行つたとき。

十四 第百五十六条の規定による命令に違反したとき。

五百八十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第百三十三条、第二百二十二条又は第三百三十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第百十五条第一項若しくは第二項、第二百二十四条第一項、第二百三十九条第一項又は第三百四十五条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第百三十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第百四十七条第三項の規定に違反して有料基幹放送契約款を掲示しなかつたとき。

五百八十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二百八十四条から前条まで（第二百八十五条を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

二 前項の場合において、当該行為者に対しても効力を生じた第二百八十六条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に對してした告訴は、当該行為者に對しても効力を生ずるものとする。

- 第一百九十条 第百十九条の規定に違反して公表をした者は、百円以下の過料に処する。

第一百九十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした協会又は学園の役員を二十万円以下の過料に処する。
一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反して登記をすることを怠つたとき。

二 第二十条第十六項、第二十一条第三項、第二十三条第三項、第二十五条、第二十六条第三項、第四項、第八十六条第二項若しくは第三項又は第八十九条第二項の規定に違反して届出をしないとき。

三 第二十条第十五項若しくは第十六項、第四十一条、第六十一条、第六十二条又は第七十七条の二第一項の規定に違反して公表をせざり、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第四十四条第一項又は第七十七条第二項の規定による調査を妨げたとき。

五 第七十二条第三項又は第七十四条第四項の規定に違反して書類を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

六 第七十三条の二第一項又は第二項の規定に違反して還元目的積立金を積み立てず、又はこれを取り崩したとき。

七 第七十三条の二第三項の規定に違反して同項に規定する収支予算を作成しなかつたとき。

八 第七十九条の二第一項若しくは第二項又は第七十七条第二項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

第九十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第九十五条第一項若しくは第二項、第九十七条第二項、第九十八条第一項、第一百条、第一百五条の二第五项、第一百二十九条第一項若しくは第二项、第一百三十一条第二项、第一百三十五条第一项若しくは第二项、第一百五十二条第二项、第一百五十三条第二项、第一百五十四条第一项若しくは第二项又は第一百六十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第百二条の規定に違反して認定証を返納しない者

三百九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

（施行期日）
（協会の設立）
（附 則 抄）

1 この法律は、電波法施行の日から施行する。
但し、附則第二項から第十項までの規定は、公布の日から施行する。

12 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

13 協会が成立したときは、その時において、社団法人日本放送協会は解散し、その一切の権利義務は、協会において承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

14 社団法人日本放送協会の解散の登記に関して必要な事項は、政令で定める。
協会成立の際社団法人日本放送協会に勤務する者は、協会成立の時に協会の職員となるものとする。

附 則（昭和二十七年六月一七日法律第二〇〇号）
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十七年七月三一日法律第二八〇号）
抄
1 この法律は、郵政省設置法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百七十九号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三四年三月二三日法律第三〇号）
抄
1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第四十四条の次に六条を加える改正規定中第四十四条の三、第四十四条の四及び第四十四条の六に係る部分並びに第三章中二条を加える改正規定中第五十一条の二に係る部分は、公布の日から起算して六十日を経過した日から、第四十四条の次に六条を加える改正規定中第四十四条の七に係る部分及び第五十三条の改正規定（第四十四条の七に係る部分に限る）は、公布の日から起算して九十日を経過した日から、第四十四条の次に六条を加える改正規定中第四十四条の二及び第四十四条の五第二項に係る部分並びに第三

章中二条を加える改正規定中第五十一条(第四十四条の二に係る部分に限る)に係る部分は、公布の日から起算して百二十日を経過した日か

第五条 (旧法等の規定に基づく処分等の効力)
この法律の施行前に、旧法又は第一条の規定による改正前の電波法の規定によりした処

第五条 この法律の施行前に、旧法又は第一条の規定による改正前の電波法の規定によりした处分手続その他の行為は、新法又は第二条の規定による改正後の電波法（以下「新法等」という。）中にこれに相当する規定があるときは、新法等の規定によりしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 平成元年六月二八日法律第五五
号抄
(施行期日等)

この法律は、平成元年十月一日から施行する。ただし、第一条中放送法目次の改正規定、同法第五十三条を同法第五十二条の八とする改正規定、同法第五十九条の改正規定、同法第四章を同法第六章とする改正規定、同法第五十三条の六を同法第五十三条の十三とする改正規定、同法第五十三条の五の改正規定、同法第五十三条の十二とする改正規定、同法第五十三条の四第一項第二号の改正規定、同法第五十三条の四第一項に二号を加える改正規定、同法第五十三条の三を同法第五十三条の九とし、同法第五十三条の二を同法第五十三条の八とする改正規定、同法第三章の二を同法第五章とする改正規定及び同法第三章の次に三章を加える改正規定（同法第四章に係る部分に限る。）並びに第二条中電波法第九十九条の十四第二項の改正規定は公布の日から、第一条中放送法第二十六条の改正規定は公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

前項のただし書に規定する改正規定（放送法第二十六条の改正規定を除く。）の施行の日から平成元年九月三十日までの間は、当該改正規定による改正後の放送法（以下「新法」という。）目次中「／第三章 一般放送事業者（第五十五条第一項第五十二条の八）／第三章の二 受託放送事業者（第五十二条の九一第五十二条の十二）／第三章の三 委託放送事業者（第五十二条の十三一第五十二条の二十七）／」とあるのは、「第三章 一般放送事業者（第五十五条第一項第十二条の人）」と、新法第五十三条の三第二項／第三章の三 委託放送事業者（受託放送事業者を除く。）と

四第五項中「一般放送事業者（受託放送事業者を除く。）」とあるのは「一般放送事業者」と、新法第五十三条の二条の十一（受託放送役務の提供条件の変更命令）、第五十二条の十三第一項（委託放送業務に関する認定）、第五十二条の十七第一項（委託放送事項の変更の許可）又は第五十三条第一項（センターの指定）とあるのは「又は第五十三条第一項（センターの指定）」と、同項第四号中「第五十二条の二十四第一項（委託放送業務に関する認定の取消し）又は第五十三条の七第一項（センターの指定の取消し）」とあるのは「第五十三条の七第一項（センターの指定の取消し）」とあるのは「第五十三条の七第一項（センターの指定の取消し）」と、新法第五十三条の十一第一項中「前条第一項（センターの指定の取消し）」とあるのは「前条第一項（センターの指定の取消し）」とする。

（協会の業務の委託に関する経過措置）

この法律の施行前に日本放送協会が委託した放送法第九条第一項の業務並びに同法第三十三条第一項及び第三十四条第一項の規定により日本放送協会が行う業務については、なお従前の例による。

附 則（平成二年六月二七日法律第五四号）抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成四年四月二四日法律第三四号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成五年六月一四日法律第六三号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。（詰問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続きは、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののはほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成六年六月二九日法律第七四号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えるない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 (経過措置)

この法律の施行の際に改正前の放送法第五十二条の第四第一項の規定により認可を受けている契約約款であつて改正後の放送法第五十二条の四第三項の契約約款に該当するものは、同項の規定により届け出た契約約款とみなす。

この法律の施行の際にされてゐる改正前の放送法第五十二条の四第一項の規定による契約約款の認可の申請であつて改正後の放送法第五十二条の四第三項の契約約款に係るものは、同項の規定によりした届出とみなす。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年五月一二日法律第九一号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。

附 則 (平成七年五月一二日法律第九二号)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の第四条第一項（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第二百三十五号）第四条第二項及び有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第二百四十四号）第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後にされた放送、有線ラジオ放送又は有線テレビジョン放送（以下「放送等」という。）について適用し、この法律の施行前にされた放送については、なお従前の例によることによる。

3 改正後の第五条の規定は、この法律の施行後にされた放送について適用し、この法律の施行前にされた放送については、なお従前の例によることによる。

4 附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる放送等に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成九年五月二一日法律第五七号）抄
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行の際に第一条の規定による改正前の放送法（以下「旧法」という。）第五十二条の四第一項の規定により認可を受けていた契約料金に定める料金であつて第一条の規定による改正後の放送法（以下「新法」という。）第五十二条の四第一項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により認可を受けた料金とみなす。
3 この法律の施行の際に旧法第五十二条の四第一項の規定により認可を受けている契約料金に定める料金であつて新法第五十二条の四第三項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により届け出た料金とみなす。
4 この法律の施行の際に旧法第五十二条の四第一項の規定により認可を受けている契約料金に該当するものは、同項の規定により届け出た料金とみなす。

5
〔料金に係る部分を除く。〕は、新法第五十二条の四第四項の規定により認可を受けた契約約款とみなす。

この法律の施行の際現にされている旧法第五十二条の四第一項の規定による契約約款の認可の申請は、新法第五十二条の四第一項の規定が適用される料金に係るものにあっては同項の規定によりした認可の申請と、同条第三項の規定が適用される料金に係るものにあっては同項の規定によりした届出と、同条第四項の契約約款に係るものにあっては同項の規定によりした認可の申請とみなす。

6
この法律の施行の際現に電波法（昭和二十一年法律第二百三十一号）の規定により旧法第二条第二号の四の超短波放送又は同条第二号の五のテレビジョン放送（以下「超短波放送等」という。）をする無線局の免許を受けている者と当該超短波放送等の電波に重疊して行う同条第二号の六の多重放送をする無線局の免許を受けている者が同一であるときは、当該多重放送をする無線局の免許を受けている者と当該超短波放送等をする無線局に対する電波法第二十一条、第五十三条又は第五十四条の規定の適用については、当該多重放送をする無線局の免許状に記載された電波の型式、周波数又は空中線電力は、当該超短波放送等をする無線局の免許状に記載された電波の型式、周波数又は空中線電力でもあるものとみなす。

この法律の施行の際現に電波法の規定により日本放送協会が受けている旧法第三条の二の二のテレビジョン音声多重放送をする無線局の免許は、この法律の施行の日に、その効力を失う。

（罰則に関する経過措置）

8
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（経過措置）

7
適用については、なお従前の例による。

附 則（平成九年六月二四日法律第一〇三号）抄

（施行期日）

第一条 第一条から第五条まで、第七条から第十四条まで、第二十六条から第三十二条まで、第三十三条から第三十七条まで、第三十九条第四十一条から第五十条まで、第五十二条から第六十四条まで及び第六十六条から第七十二条まで

までの規定による改正後の法律の規定は、平成八年四月一日に始まる事業年度に係る当該法律の規定に規定する書類(第十八条の規定による改正後の日本輸出入銀行法第三十五条第二項及び第十九条の規定による改正後の日本開發銀行法第三十三条第二項に規定する書類のうち、平成八年四月から九月までの半期に係るもの)を除く。)から適用する。
附 則 (平成一〇年六月三日法律第八八号)
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五十二条の十及び第五十二条の十一の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。
(定款の変更)
2 日本放送協会は、この法律の施行の日前においても、経営委員会の議決を経て必要な定款の変更をし、郵政大臣の認可を受けることができることを定める。
(審議会への諮問)
3 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、この法律の施行の日にその効力を生ずる。
4 郵政大臣は、この法律の施行の日前においても、附則第二項に規定する定款の変更に係る申請に対する処分並びにこの法律の施行に伴う改正後の放送法第二条の二第一項の放送普及基本計画の変更、同法第五十二条の十三第一項第三号の規定による郵政省令の変更及び電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)第七三条第二項第二号の放送用周波数使用計画の変更のために、電波監理審議会に諮問することができる。
(罰則の適用に関する経過措置)
5 この法律による政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年五月二八日法律第五八号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(日本放送協会の業務に関する経過措置)

2 日本放送協会は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、改正後の放送法第九条の規定にかかわらず、この法律の

までの規定による改正前の放送法第九条の規定により引き続き行うことができる。
(罰則に関する経過措置)
第一項第一号ニに掲げる放送に係る業務を従前の例により引き続き行うことができる。
(罰則に関する経過措置)
3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる業務に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第十六〇号)

(施行期日)

1 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

(罰則の適用に関する経過措置)

第一項第一号ニに掲げる放送に係る業務を従前の例により引き続き行うことができる。
(罰則に関する経過措置)
3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる業務に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰用については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
第一項第一号ニに掲げる放送に係る業務を従前の例により引き続き行うことができる。

第一項第一号ニに掲げる放送に係る業務を従前の例により引き続き行うことができる。
(罰則に関する経過措置)
第一項第一号ニに掲げる放送に係る業務を従前の例により引き続き行うことができる。
(罰則に関する経過措置)
第一項第一号ニに掲げる放送に係る業務を従前の例により引き続き行うことができる。

第一項第一号ニに掲げる放送に係る業務を従前の例により引き続き行うことができる。
(罰則に関する経過措置)
第一項第一号ニに掲げる放送に係る業務を従前の例により引き続き行うことができる。
(罰則に関する経過措置)
第一項第一号ニに掲げる放送に係る業務を従前の例により引き続き行うことができる。

ている公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信をする無線局（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務を行うことを目的とするもの、旧電波法第五条第五項の受信障害対策中継放送をするもの及び人工衛星に開設するものを除く。）の免許人が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において新電波法第五条第四项第三号に掲げる者に該当することとなる場合における当該免許人に係る第二条の規定による改正後の放送法第五十二条の八第三項の規定の適用については、同項中「電波法第五条第四項第三号イ」とあるのは「電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成十七年法律第七百七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において、同法第一条の規定による改正後の電波法（政令への委任）第六条附則第二条から前条までに規定するものは、この法律の施行に關し必要な経過措置を増加することにより」とあるのは「議決権の割合が増加することにより」とする。

第五条第四項第三号イ」と、「議決権の割合が増加することにより」とあるのは「議決権の割合が増加することにより」とする。

第六条附則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年六月一四日法律第六六号）抄 この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年一二月一五日法律第一〇九号）抄 この法律は、新信託法の施行の日から施行する。

附 則（平成一九年一二月二八日法律第一三六号）抄 この法律は、新信託法の施行の日から施行する。

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中電波法第九十九条の十一第二項の改正規定、第二条中電気通信事業法第二十九条第一項の改正規定及び第一百四十七条第一項の改正規定並びに次条及び附則第九条から第十三条までの規定 公布の日

（準備行為） 第二条 第一条の規定による改正後の放送法（以下「新放送法」という。）第八条の三第二項及び第九条第九項の認可、新放送法第五十三条の十及び第二条の規定による改正後の電波法（以下「新電波法」という。）第九条の十一の規定による電波監理審議会に対する諮問並びにこれらに関する必要な手続その他の行為は、これらの規定の例により、この法律（前条第二号においても行うことができる。）

（日本放送協会の業務の委託に関する経過措置） 第三条 この法律の施行の際現に日本放送協会（以下「協会」という。）が第一条の規定による改正前の放送法（以下「旧放送法」という。）

第九条第一項第四号の委託協会国際放送業務を行つてゐる場合であつて、当該業務の一部が新放送法第九条第七項に規定するテレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務である場合には、施行日から起算して一年を経過するまでの間は、新放送法第五十二条の規定は、適用しない。（企業会計原則等に関する経過措置）

第四条 新放送法第三十六条の二、第三十八条、第三十九条第二項、第四十条及び第四十条の二の規定は、施行日以後に開始する協会の事業年度から適用し、施行日前に開始した協会の事業年度については、なお従前の例による。

（有料放送管理業務の届出に関する経過措置） 第六条 この法律の施行の際現に有料放送管理業務を営んでいる者は、施行日から起算して三月を経過するまでの間は、新放送法第五十二条の六の二第一項（第四条の規定による改正後の電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、引き続き当該業務を営むことができる。（人工衛星の無線局により行われる放送についての特例に関する経過措置）

第七条 この法律の施行の際現に旧放送法附則第二十項の規定により受けたものとみなされていられる認定は、なお効力を有する。（処分等の効力）

第九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定）の施行前に改正前の任期は、施行日前に開始した事業年度の業務報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらに関する説明書（次項において「貸借対照表等」という。）の総務大臣への提出の日までとする。

（罰則の適用に関する経過措置） 第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてした又はすべきものとみなす。

（施行期日） 第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律（附則第一条各号に掲げる規定に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）

（その他の経過措置の政令への委任） 第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討） 第十三条 この法律は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新電波法及び第二条の規定による改正後の放送法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、同法第二条第十四条の移動受信用地帯幹放送に関連する制度の在り方に

ついて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（附 則（平成二二年一二月三日法律第六五号）抄） 第十四条 政府は、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（検討） 第十五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新電波法及び第二条の規定による改正後の放送法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、同法第二条第十四条の移動受信用地帯幹放送に関連する制度の在り方に

ついて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（附 則（平成二二年一二月三日法律第六五号）抄） 第十六条 第一条中放送法第五十三条の十一の改正規定、第三条中電波法第九十九条の十二の改正規定及び第五条中電気通信事業法第二百四十七条第一項の改正規定並びに附則第三条、第十三条及び第十四条第一項の規定（公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日）

（附 則（平成二二年一二月三日法律第六五号）抄） 第十七条 第二条中放送法第五十二条の十三第一項第五号の改正規定（同法第五十二条の二第二项第三項第四号の改正規定並びに附則第三条、第十三条及び第十四条第一項の改正規定並びに附則第十一條、第十二条、第十三条、第十四条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十一條、第十二条、第十三条の規定（公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日））

（附 則（平成二二年一二月三日法律第六五号）抄） 第十八条 第二条中電波法第九十九条の十二の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十一條、第十二条、第十三条、第十四条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第五条中電気通信事業法第三

（第一項第五号に規定する協会国際衛星放送、新放送法第百四十七条第一項に規定する有料放送、新放送法第百五十二条第一項に規定する有料放送管理業務、新放送法第九十八条第二項に規定する認定基幹放送事業者の地位の承継及び新放送法第百六十条に規定する認定放送持株会社に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。）

（附 則（平成二二年一二月三日法律第六五号）抄） 第十九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新電波法（以下「新電波法」という。）第八条の三第二項及び第九条第九項の認可、新放送法第五十三条の十及び第二条の規定による改正後の電波法（以下「新電波法」という。）第九条の十一の規定による電波監理審議会に対する諮問並びにこれらに関する必要な手続その他の行為は、これらの規定の例により、この法律（前条第二号においても行うことができる。）

（附 則（平成二二年一二月三日法律第六五号）抄） 第二十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新放送法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新放送法第二十条に規定する場合

十四条の改正規定、同法第二百六十九条第四号の改正規定及び同法第二百六十九条第二号の改正規定並びに附則第十条第一項の規定公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（法律の廃止）

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第二百三十五号）
- 二 有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第二百四十四号）
- 三 電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）
- 四 有線放送電話に関する法律（昭和三十一年法律第二百五十二号）

（準備行為）

第三条 第二条の規定による改正後の放送法（以下「新放送法」という。）第二百七十七条並びに第三条及び第四条の規定による改正後の電波監理審議会第九十九条の十一の規定による電波監理審議会に対する諮問、第五条の規定による改正後の電気通信事業法（以下「新電気通信事業法」といいう。）第六十九条の規定による同条の政令で定める審議会等に対する諮問並びにこれらに関する諸問題、第五条の規定による改正後の電波監理その他の行為は、これらの規定の例により、この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前においても行うことができる。（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に附則第二条の規定による廃止前の有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（以下この条において「旧有線ラジオ放送法」という。）第三条の規定による届出をしている者であつて、新放送法第二百三十三条第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは、施行日に同項の届出をしたものとみなす。

2 施行日前に前項の規定により新放送法第二百三十三条第一項の届出をしたものとみなされる者（以下この条において「みなし届出一般放送事業者」という。）によってされた有線ラジオ放送（旧有線ラジオ放送法第二条第二号又は第三号の有線ラジオ放送に限る。）についての旧有線ラジオ放送法第四条第二項において準用する放送法（以下「旧放送法」という。）第二条の規定による改正前の放送法（以下「新放送法」という。）第八十条において準用する第四条の規定による改正後の電波法（以下「新電波法」という。）第七章における規定があるものは、新放送法第二百八十条において準用する同章の相当の規定によりした又はすべきものとみなす。（有線テレビジョン放送法の廃止に伴う経過措置）

3	施行日前にみなし届出一般放送事業者が得た他の行為は、新放送法の規定により総務大臣がした次の表の上欄に掲げる処分その他の行為とみなす。
4	総務大臣がした次の表の上欄に掲げる処分その他の行為は、新放送法の規定により総務大臣がした同表の下欄に掲げる処分その他の行為とみなす。
5	旧有線ラジオ放送法第六条第一項の規定による届出をしたときは、その日までの間）は、新電気通信事業法第九条又は第十六条第一項の規定により登録を受けるべき者に係るものに限る。旧有線ラジオ放送法第六条第一項の規定による報告の求め（旧有線ラジオ放送法第三条の二に規定する処分又は同条に規定する承諾に関するものに限る。）
6	旧有線ラジオ放送法第八条第一項の規定による命令（旧有線ラジオ放送法第三条の二に規定する処分又は同条に規定する承諾に関するものを除く。）
7	新放送法第二百二十四条の規定による命令（新放送法第二百四十四条の規定による命令）

2	施行日前にみなし届出一般放送事業者（みなし登録一般放送事業者及びみなし届出一般放送事業者をいう。以下この条において同じ。）が得た登録一般放送事業者の承諾に係る事業を営むことができる。その者がその期間内に新電気通信事業法第九条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。
3	新放送法第二百二十六条第一項の規定による登録の申請（新放送法第二百二十六条第一項の規定による登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。）
4	新放送法第二百三十三条第一項の規定による届出（新放送法第二百三十三条第一項の規定による届出をしたときは、その日までの間）は、新電気通信事業法第九条又は第十六条第一項の規定により登録を受けるべき者に係るものに限る。旧有線テレビジョン放送法第三条第一項の規定による登録の申請（新放送法第二百三十三条第一項の規定により登録を受けるべき者に係るものに限る。）
5	新放送法第二百三十四条第一項の規定による届出（新放送法第二百三十四条第一項の規定による届出をしたときは、その日までの間）は、新電気通信事業法第九条又は第十六条第一項の規定により登録を受けるべき者に係るものに限る。旧有線テレビジョン放送法第十一条第一項の規定による登録の申請（新放送法第二百三十四条第一項の規定による届出をしたときは、その日までの間）は、新電気通信事業法第九条又は第十六条第一項の規定により登録を受けるべき者に係るものに限る。）
6	新放送法第二百三十五条第一項の規定による届出（新放送法第二百三十五条第一項の規定による届出をしたときは、その日までの間）は、新電気通信事業法第九条又は第十六条第一項の規定により登録を受けるべき者に係るものに限る。旧有線テレビジョン放送法第十二条第一項及び第二項並びに第十条の三第二項の規定による認可の申請（新放送法第二百三十五条第一項の規定による届出をしたときは、その日までの間）は、新電気通信事業法第九条又は第十六条第一項の規定により登録を受けるべき者に係るものに限る。）

3	新放送法第二百四十四条第一項の規定による裁定（新放送法第二百四十四条第一項の規定による裁定の申請）
4	新放送法第二百三十四条第一項の規定による裁定（新放送法第二百三十四条第一項の規定による裁定の申請）
5	新放送法第二百三十五条第一項の規定による裁定（新放送法第二百三十五条第一項の規定による裁定の申請）
6	新放送法第二百三十六条第一項の規定による裁定（新放送法第二百三十六条第一項の規定による裁定の申請）
7	新放送法第二百三十七条第一項の規定による裁定（新放送法第二百三十七条第一項の規定による裁定の申請）

<p>旧有線テレビジョン放送法第二十五条第二項の規定による命令</p> <p>旧有線テレビジョン放送法第二十七条第一項の規定による有線テレビジョン放送施設の状況その他必要な事項の報告の求め（みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。）</p> <p>旧有線テレビジョン放送法第二十七条第一項の規定による有線テレビジョン放送の業務の状況の報告の求め（旧有線テレビジョン放送法第十二条の二に規定する处分又は同条に規定する承諾に関するものに限る。）</p> <p>旧有線テレビジョン放送法第二十七条第一項の規定による有線テレビジョン放送の業務の状況の報告の求め（旧有線テレビジョン放送法第十二条の二に規定する处分又は同条に規定する承諾に関するものを除く。）</p> <p>この法律の施行の際現に旧有線テレビジョン放送法第三条第一項の許可を受けている者であつて、みなし登録一般放送事業者に該当するものは、施行日に新放送法第百四十四条第一項の指定を受けたものとみなす。</p> <p>施行日前に旧有線テレビジョン放送法第十四条第一項の認可を受けている契約約款に定める提供条件であつて、みなし登録一般放送事業者に該当するものは、新放送法第百四十四条第二項の規定により届け出た契約約款に定める提供条件とみなす。</p> <p>施行日前にみなし一般放送事業者によつてされた有線テレビジョン放送（旧有線テレビジョン放送法第十七条に規定する放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信する有線テレビジョン放送を除く。）についての同条において準用する旧放送法第四条の規定の適用については、なお從前の例による。</p> <p>施行日前にみなし登録一般放送事業者が旧有線テレビジョン放送法第十七条において準用する旧放送法第三条の四第二項、第三項、第五項</p>	<p>新放送法第二百三十九条第一項の規定による報告の求め</p> <p>新放送法第二百四十五条第四項の規定による報告の求め</p> <p>新放送法第二百七十五条の規定による資料の提出の求め</p> <p>新放送法第二百七十五条の規定による資料の提出の求め</p> <p>新放送法第二百三十九条第一項の規定による報告の求め</p> <p>新放送法第二百三十九条第一項の規定による報告の求め</p>
--	---

及び第六項の規定によりした又はすべき行為は、それぞれ新放送法第六条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定によりした又はすべき行為とみなす。

施行日前にみなし一般放送事業者が旧有線テレビジョン放送法第十七条の二第二項の規定によりすべき届出は、新放送法第百三十四条第二項の規定によりすべき届出とみなす。

施行日前に旧有線テレビジョン放送法第二十一

第六条	この法律の施行の際現に附則第二条の規定による廃止前の電気通信役務利用放送法(以下この条において「旧電気通信役務利用放送法」という。)第三条第一項の規定により登録を受けている者であつて、新放送法第百二十六条规定により登録を受けるべき者に該当するものは、新放送法第百三十三条第一項の規定により登録を受けたものとみなす。	施行日前に旧電気通信役務利用放送法の規定によりした次の表の上欄に掲げる申請は、新放送法の規定によりした同表の下欄に掲げる申請又は届出をするべき者に該当するものは施行日に同項の届出をしたものとみなす。	2	八条において準用する旧電波法第七章の規定によりした又はすべき行為であつて、新放送法第百八十條において準用する新電波法第七章に相当の規定があるものは、同条において準用する同章の相当の規定によりした又はすべきものとみなす。	(電気通信役務利用放送法の廃止に伴う経過措置)
旧電気通信役務利用放送法第三条第一項の規定による登録の申請(新放送法第百三十三条第一項の規定により届出をすべき者に係るものに限る。)	旧電気通信役務利用放送法第三条第一項の規定による登録の申請(新放送法第百三十三条第一項の規定により届出をすべき者に係るものに限る。)	新放送法第百三十三条第一項の規定による登録の申請	新放送法第百三十条第一項の規定による届出	新放送法第百三十条第一項の規定による届出	新電波法第七章の規定によりした又はすべき行為であつて、新放送法第百八十條において準用する新電波法第七章に相当の規定があるものは、同条において準用する同章の相当の規定によりした又はすべきものとみなす。
旧電気通信役務利用放送法第六条第一項の規定による変更登録の申請(前項の規定により新放送法第	新放送法第百三十条第一項の規定による届出	新放送法第百三十条第一項の規定による届出	新放送法第百三十条第一項の規定による届出	新放送法第百三十条第一項の規定による届出	新電波法第七章の規定によりした又はすべき行為であつて、新放送法第百八十條において準用する新電波法第七章に相当の規定があるものは、同条において準用する同章の相当の規定によりした又はすべきものとみなす。

規定による命令	第三項の規定による命令
旧電気通信役務利用放送法第十五條において準用する旧放送法第五十三条第八項の規定による資料の提出の求め	新放送法第七十五条の規定による資料の提出の求め
旧電気通信役務利用放送法第十六条第一項の規定による命令(みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。)	新放送法第三十八条の規定による命令
旧電気通信役務利用放送法第十六条第三項の規定による命令	新放送法第一百四十四条の規定による命令
旧電気通信役務利用放送法第十七条第一項の規定による電気通信役務利用放送設備の状況その他必要な事項の報告の求め(みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。)	新放送法第一百三十九条第一項の規定による報告の求め
旧電気通信役務利用放送法第十七条第一項の規定による電気通信役務利用放送の業務の状況の報告の求め	新放送法第一百七十五条の規定による資料の提出の求め
(放送法の一部改正に伴う経過措置)	
第八条 この法律の施行の際現に旧放送法第九条の四第一項の認定を受けて委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行つてゐる場合における日本放送協会は、施行日に新放送法第二百八十九条において準用する新電波法第七章に相当の規定があるものは、同条において準用する同章の相当の規定によりした又はすべきものとみなす。	
この法律の施行の際現に旧放送法第五十二条の十三第一項の認定を受けてゐる者であつて、新放送法第九十三条第一項の規定により認定を受けけるべき者に該当するものは施行日に同項の認定を受けたものと、新放送法第二百一十六条第一項の規定により読み替えて適用する新放送法第九十三条第一項の認定を受けた者とみなされる者(以下	

8	7	旧放送法第五十二条 の九第一項の規定に による放送の委託の申 込み	新放送法第百十七条第 一項の規定による放送 の九第二項の規定に による放送の委託の申 込み	新放送法第百二十九条の 規定による放送の九第一 項の規定による放送の委 託の申込み
新放送法第七百一十九条の規定は、施行日以後に 開始する事業年度から適用する。	新放送法第七百一十九条の規定は、施行日以後に 開始する事業年度から適用する。	新放送法第七百一十九条の規定は、施行日以後に 開始する事業年度から適用する。	新放送法第七百一十九条の規定は、施行日以後に 開始する事業年度から適用する。	新放送法第七百一十九条の規定は、施行日以後に 開始する事業年度から適用する。

この条において「みなし認定基幹放送事業者」という。に係る同項の認定の有効期間は、新放送法第九十六条第一項の規定にかかるわらず、施行日におけるその者に係る旧放送法第五十一条の十三第一項の認定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の祭見にさして、この日放送法

変更の申請は新放送法第百三十一条第一項の規定による変更登録の申請と、旧放送法第五十二条の二十の規定による届出は新放送法第百三十五条第一項の規定による届出とみなす。

この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第四条第二項、第五条第八項、第六条第五項、第七条及び第八条第十二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの類の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正せられたる法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に従うる現状に立ちふらつき、この法律の

<p>9 変更の申請は新放送法第二百三十三条第一項の規定による変更登録の申請と、旧放送法第五十二条の二十の規定による届出は新放送法第二百三十五条第一項の規定による届出とみなす。</p> <p>8 施行日前にみなし登録一般放送事業者が旧放送法第五十二条の十八第一項の規定によりすべき届出は新放送法第二百三十四条第二項の規定によりすべき届出と、旧放送法第五十二条の十八第三項の規定による認可の申請は新放送法第二百三十四条第二項の規定による届出とみなす。</p> <p>7 この法律の施行の際現に旧放送法第五十二条の四第一項の規定により届け出ている料金、同条第二項の規定により認可を受けている契約約款に定める提供条件、同条第四項の規定により同条第二項の認可を受けたとみなされる契約約款に定める提供条件又は同条第五項の規定により届け出ている契約約款であつて、みなし認定基幹放送事業者又は次条第一項の規定により基幹放送局の免許を受けたものとみなされる者に係るものは、新放送法第二百四十七条第一項の規定により届け出た有料基幹放送契約約款に定める提供条件とみなす。</p>
<p>6 施行日前に旧放送法第五十二条の七第一項の規定により有料放送事業者に対して総務大臣がした命令であつて、みなし認定基幹放送事業者又は次条第一項の規定により基幹放送局の免許を受けたものとみなされる者に係るものは、新放送法第二百五十六条第一項の規定によつてした命令とみなす。</p> <p>5 施行日前にみなし認定基幹放送事業者、みなし登録一般放送事業者又は次条第一項の規定により基幹放送局の免許を受けたものとみなされ</p>
<p>4 第一項の規定により有料放送事業者に対して総務大臣がした命令であつて、みなし認定基幹放送事業者又は次条第一項の規定により基幹放送局の免許を受けたものとみなされる者に係るものは、新放送法第二百五十六条第一項の規定によつてした命令とみなす。</p> <p>3 施行日前にみなし認定基幹放送事業者、みなし登録一般放送事業者又は次条第一項の規定により基幹放送局の免許を受けたものとみなされ</p>
<p>2 第一項の規定により有料放送事業者に対して総務大臣がした命令であつて、みなし認定基幹放送事業者又は次条第一項の規定により基幹放送局の免許を受けたものとみなされる者に係るものは、新放送法第二百五十六条第一項の規定によつてした命令とみなす。</p> <p>1 第一項の規定により有料放送事業者に対して総務大臣がした命令であつて、みなし認定基幹放送事業者又は次条第一項の規定により基幹放送局の免許を受けたものとみなされる者に係るものは、新放送法第二百五十六条第一項の規定によつてした命令とみなす。</p>

の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関して必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定

手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にしては、手続その他の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附 則（平成二十六年六月一三日法律第六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できることとされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとの訴えの提起については、なお従前の例による。この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることと）

される場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるもの（取消しの訴え提起されたものについては、なお従前の例による。）

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人

事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附 則（平成二六年六月二七日法律第九号）

（施行期日）

六号

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中放送法第二十条第二項の改正規定（同項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に一号を加える部分に限る。）同条第十一項の改正規定、同法第二十九条第一項第一号への改正規定及び同号トの改正規定（廃止）の下に「国際放送及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止」あつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）を加える部分に限りなく（並びに次条、附則第五条及び第九条から第十一条までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条 第一条の規定による改正後の放送法（以下「新放送法」という。）第二十条第九項の認可及び新放送法第百七十七条の規定による電波監理審議会に対する諸問題並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、これらの規定の例により、この法律の施行前においても行うことができる。

（放送番組審議機関に関する経過措置）
第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の放送法（以下この項において「旧電波法」という。）の規定により特定地上基幹放送事業者が共同して置いている放送番組審議機関について、新放送法第七条第三項第一号の規定にかかるわらず、この法律の施行の日（以下この項において「施行日」という。）から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例による。（外国の放送局を用いて行われる国際放送に関する経過措置）

（附則第六条）

第四条 日本放送協会（附則第六条において「協会」という。）は、この法律の施行の際現に外国の放送局（新放送法第二条第二十号に規定する放送局をいう。）を用いて国際放送（同条第五号に規定する国際放送をいう。）を行つている場合には、施行日から起算して三月以内に放送区域、放送事項その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。（経営委員会に関する経過措置）

（附則第六条）

第五条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行日の前日までの間ににおける新放送法第二十九条第一項第一号の規定の適用については、同号ト中「国際放送及び協会国際衛星放送」とあるのは、「協会国際衛星放送」とする。（特別の勘定に関する経過措置）

（附則第六条）

第六条 新放送法第七十三条第二項の規定は、施行する。ただし、第一項中放送法第二十条第二項の改正規定（同項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に一号を加える部分に限る。）同条第十一項の改正規定及び同号トの改正規定（廃止）の下に「国際放送及び協会国際衛星放送」とあるのは、「協会国際衛星放送」とする。

（特別の勘定に関する経過措置）

第七条 この法律の施行の際現に旧放送法第九十三条第一項の認定を受けている者であつて、この法律の施行の際に新放送法第九十三条第一項第四号（新放送法第百六十二条第一項の規定による読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に適合しないものに該基幹放送事業者の業務の認定の取消し等に関する経過措置）

2 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の電波法（以下この項において「旧電波法」という。）の規定により特定地上基幹放送局（旧電波法第六条第二項に規定する特定地上基幹放送局をいう。）の免許を受けている者であつて、この法律の施行の際に第二条の規定による改正後の電波法（以下この項において「新電波法」という。）第七条第二項第四号ロ（新電波法第七十六条第四項第五号（新放送法第百六十二条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、施行日から起算して一年を経過する日（その日前に新電波法第七条第二項第四号ロに適合することとなつた場合にあつては、当該適合することとなつた日）までの間は、新放送法第二条第三十二号の規定にかかるわらず、なお従前の例によることとなつた場合にあつては、当該適合することとなつた日）までの間は、新放送法第二条第三十二号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、施行日から起算して三月以内に、当該基幹放送事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。（新放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいう。）を新放送法第百五十八条第二項に規定する関係会社（旧放送法第百五十八条第一項に規定する子会社を除く。）としているものは、施行日から起算して三月以内に、当該基幹放送事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。（処分等の効力）

（附則第六条）

第八条 この法律の施行の際に旧放送法第百五十九条第一項の認定を受けている認定放送持株会社（旧放送法第百六十条に規定する認定放送持株会社をいう。）であつて、基幹放送事業者（新放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいう。）を新放送法第百五十八条第二項に規定する関係会社（旧放送法第百五十八条第一項に規定する子会社を除く。）としているものは、施行日から起算して三月以内に、当該基幹放送事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。（処分等の効力）

（附則第六条）

第九条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定）の施行前に旧放送法の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、新放送法に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新放送法の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。（罰則の適用に関する経過措置）

（附則第六条）

第十条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

